

第四十三回国会 衆議院 地方行政委員会 議録 第九号

昭和三十三年二月二十一日(木曜日)

午前十時五十六分開議

出席委員

委員長 永田 亮一君

理事小澤 太郎君 理事大上 司君

理事高田 富與君 理事丹羽喬四郎君

理事太田 一夫君 理事阪上安太郎君

伊藤 轅君 宇野 宗佑君

大沢 雄一君 大竹 作摩君

金子 岩三君 龜岡 高夫君

久保田四次君 田川 誠一君

前田 義雄君 山崎 巖君

松井 誠君 山口 鶴男君

門司 亮君

出席國務大臣

自治大臣 篠田 弘作君

出席府政委員

自治事務官 大村 襄治君

(大臣官房長)

自治事務官 佐久間 驥君

(行政局長)

自治事務官 奥野 誠亮君

(財政局長)

自治事務官 柴田 護君

(稅務局長)

委員外の出席者

專門員 曾根 隆君

二月十九日

地方税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一〇一號)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

昭和三十三年度分として交付すべき

地方交付稅の總額の特例に関する法

律案(内閣提出第九五號)

地方税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二〇一號)

奄美群島復興特別措置法の一部を改

正する法律案(内閣提出第六號)(參

議院送付)

○永田委員長

これより會議を開きま

す。

去る十九日付託になりました内閣提

出の地方税法の一部を改正する法律案

を議題とし、政府より提案理由の説明

を求めます。篠田自治大臣。

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律

案(昭和二十五年法律第二

百二十六號)の一部を次のように改

正する。

日次中第十一節 消滅時効(第十

八條―第十八條の三)を

更正、決定等の期間制限及び消滅時

消滅時効(第十八條―第十八條の三)

の五・第十七條の六)に、「第七十

一條の二」を「第七十條」に、「第七十

一條の三」を「第七十條の六」に、「第七

十一條」を「第七十一條の四」に、「第七

十四條の六」を「第七十四條の五」に、

「第七十三條の二」を「第七十三條」

に、「狩獵者稅」を「狩獵免許稅」に、

「第七十三條」を「第七十三條」に、

「第七十三條」を「第七十三條」に、

「第七十三條」を「第七十三條」に、

「第七十三條」を「第七十三條」に、

「第七十三條」を「第七十三條」に、

「第七十三條」を「第七十三條」に、

「第七十三條」を「第七十三條」に、

「第三節 入湯稅(第七百一十一條第七百

一十一條) 都市計画法(第七百二條)

第四節 水利地稅及共同施設稅及

水利地稅(第七百三十三條)

「第七百三十三條」を

「第七百三十三條」を

「第七百三十三條」を

「第七百三十三條」を

「第七百三十三條」を

「第七百三十三條」を

「第七百三十三條」を

「第七百三十三條」を

「第七百三十三條」を

「第七百三十三條」を

「第七百三十三條」を

「第七百三十三條」を

「第七百三十三條」を

「第七百三十三條」を

「第七百三十三條」を

「第七百三十三條」を

「第七百三十三條」を

「第七百三十三條」を

「第七百三十三條」を

「第七百三十三條」を

「第七百三十三條」を

「第七百三十三條」を

「第七百三十三條」を

「第七百三十三條」を

「第七百三十三條」を

「第七百三十三條」を

「第七百三十三條」を

「第七百三十三條」を

「第七百三十三條」を

「第七百三十三條」を

「第七百三十三條」を

「第七百三十三條」を

の部分中「徵收に関する猶予に係る

期限」を「徵收の猶予に係る期限その

他政令で定める期限」に改め、「延

滞加算金」を削る。

第十一條の七中「同族会社」の下に

「これに類する法人を含む。」を加

える。

第十四條の五中、「延滞加算金」を

削る。

第十四條の九第一項各号列記以外

の部分中、「延滞加算金」を削り、同

項第四号中「第十六條の四第二項」の

下に「同條第十二項において準用す

る場合を含む。」を加え、同條第二

項各号列記以外の部分中、「延滞加

算金」を削る。

第十四條の十三第一項第四号を同

項第五号とし、同項第三号を同項第

四号とし、同項第二号の次に次の一

号を加える。

三 立木の先取特權に関する法律

(明治四十三年法律第五十六號)

第一項の先取特權

第十四條の十三第二項中「及び第

四号の規定」を「から第五号までの

規定(同項第三号に掲げる先取特權

で登記をしたものに係る部分を除

く)」に改める。

第十四條の十四第一項第一号中

「及び第四号」を「から第五号まで」

に改める。

第十四條の十七第一項中「その滞

納処分による差押の効力は失われな

い」とその仮登記の權利者は、その

差押えに係る滞納処分につき、その

仮登記に係る權利を主張することが

できない」に改める。

第十五條の四第一項第一号中「第

十五條第一項後段」の下に「同條第

二項後段において準用する場合を含

む。」を加える。

第十五條の五第三項に後段として

次のように加える。

この場合において、第十五條第

三項本文中「納稅者又は特別徵收

義務者の申請により、その期間」

とあるのは、「その期間」と読み替

えるものとする。

第十五條の九の見出し中「及び延

滞加算金額」を削り、同條中「又は延

滞加算金額」を削る。

第十六條の三第一項各号列記以外

の部分中「掲げるもの」の下に「又は

金銭」を加え、同條第七項を同條第

八項とし、同條第六項中「前項」を

「第五項」に改め、同項を同條第七項

とし、同條第五項の次に次の一項を

加える。

6 前項後段の場合においては、そ

の囑託に係る書面には、第四項の

文書が同項の特別徵收義務者に到

達したことを証する書面を添附し

なければならぬ。この場合にお

いては、不動産登記法(明治三十二

年法律第二十四號)第三十一條第

一項に規定する登記義務者の承諾

書は、添附することを要しない。

第十六條の四第一項中「決定し」を

「決定することができる。この場合

においては、徵稅吏員は」に改め、

同条第二項中「規定による差押をする」を「規定により保全差押金額を決定する」に、「同項の規定により決定した」を「当該」に改め、同条第三項中「地方団体の長」を「徴税吏員」に改め、同条第四項各号列記以外の部分中「地方団体の長は、次の各号の一に該当するときは」を「徴税吏員は、第一号又は第二号に該当するときは」に改め、「差押を」の下に、「第三号に該当するときは同号に規定する担保をそれぞれ」を加え、同項に次の一号を加える。

三 第二項の通知をした日から六月を経過した日までに、保全差押金額について提供されている担保に係る地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額が確定しないとき。

第十六条の四第五項中「地方団体の長」を「徴税吏員」に改め、「差押を受けた者」の下に「又は第三項若しくは前項第一号の担保の提供をした者」を加え、「その差押の必要」を「その差押又は担保の徴収の必要」に、「その差押を」を「その差押又は担保を」に改め、同条第六項中「第三項に規定する」を「第三項若しくは第四項第一号」に改め、同条第七項中「第三項に規定する」を「第三項又は第四項第一号の規定により提供される」に改め、同条に次の一項を加える。

12 前各項の規定は、所得税又は法人税について国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十八条第三項の規定による差押えがされた場合において、当該所得税の課税標準を基準として課する道府

県民税若しくは市町村民税の所得割（これらとあわせて課する均等割を含む）、当該法人税の課税に基いて課する道府県民税若しくは市町村民税の法人税割（これらとあわせて課する均等割を含む）又は当該所得税若しくは法人税の課税標準を基準として課する事業税につき、これらに係る納付義務の確定後においてはこれらの徴収を確保することができないと認められるときについて準用する。

第十六条の五第三項中「前条第三項」の下に「若しくは第四項第一号（同条第十二項において準用する場合を含む）」を加える。

第十七条の四第一項中「三銭」を「二銭」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項を同条第三項とし、同条第六項を同条第四項とし、同条に次の一項を加える。

5 地方団体の徴収金の納付又は納入があつた場合において、その課税標準の計算の基礎となつた事実のうちに含まれてゐた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれてゐた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づき、その地方税について更正又は賦課決定（普通徴収の方法によつて徴収する地方税の税額を確定する処分をいい、特別徴収の方法によつて徴収する個人の道府県民税及び市町村民税に係る特別徴収税額を確定する処分を含む。以下本章において同じ。）が行なわれたと

きは、その更正又は賦課決定により過納となつた金額に相当する地方団体の徴収金は、その更正又は賦課決定があつた日に納付又は納入があつたものとみなして、第一項の規定を適用する。

「第十一節 消滅時効」を「第十一節 更正、決定等の期間制限及び消滅時効」に改める。

第一章第十一節中第十八条の前に、次の一款及び款名を加える。

第一款 更正、決定等の期間制限

（更正、決定等の期間制限）
第十七条の五 更正、決定又は賦課決定は、法定納期限（随時に課する地方税については、その地方税を課することができるとなつた日。次項及び第十八条第一項において同じ。）の翌日から起算して三年を経過した日以後において、することができない。過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金（以下本節において「加算金」という。）の決定をすることができ

る期間についても、また同様とする。

2 更正、決定若しくは賦課決定又は加算金の決定で次の各号に掲げるものは、前項の規定にかかわらず、法定納期限の翌日から起算して五年を経過する日まですることができる。

一 地方税の課税標準若しくは税額を減少させる更正若しくは賦課決定又は加算金の額を減少させる加算金の決定
二 偽りその他不正の行為により、その全部若しくは一部の税

額を免れ、若しくはその全部若しくは一部の税額の還付を受けた地方税についての更正、決定若しくは賦課決定又は当該地方税に係る加算金の決定

3 法人の行なう事業に対して課する事業税（収入金額を課税標準として課するもの及び法人税が課されない法人に対して課するものに限る。）に係る更正、決定若しくは加算金の決定又は固定資産税若しくは都市計画税に係る賦課決定は、前二項の規定にかかわらず、法定納期限の翌日から起算して五年を経過した日以後においては、することができない。

（更正、決定等の期間制限の特例）
第十七条の六 更正、決定若しくは賦課決定又は加算金の決定で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる期間の満了する日が、前条の規定により更正、決定若しくは賦課決定又は加算金の決定をすることができるときは、同条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期間において、することができ

る。

一 更正、決定若しくは賦課決定に係る不服申立てについての決定若しくは裁決（第五十九条第二項、第七十二条の五十四第五項若しくは第三百二十一条の十五第二項の規定による決定又は同条第七項の規定による裁決を含む。）又は更正、決定若しくは賦課決定に係る訴えについての判決（以下本号において「裁決等」という。）による原処分の異

動に伴つて課税標準又は税額に異動を生ずべき地方税（当該裁決等に係る地方税の属する税目に属するものに限る。）で当該裁決等を受けた者に係るものについての更正、決定若しくは賦課決定又は当該更正若しくは決定に伴う当該地方税に係る加算金の決定 当該裁決等があつた日の翌日から起算して六月間

二 第八条第一項（第八条の四第二項において準用する場合を含む。）又は第八条の二第二項（第八条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による申出に係る決定、裁決又は判決に基づいてする更正、決定又は賦課決定 当該決定、裁決又は判決があつた日の翌日から起算して六月間

三 地方税につきその課税標準の計算の基礎となつた事実のうちに含まれてゐた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれてゐた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づいてする更正若しくは賦課決定（その地方税の課税標準又は税額を減少させるものに限る。）又は当該更正に伴う当該地方税に係る加算金の決定 当該理由が生じた日の翌日から起算して三年間
2 道府県民税若しくは市町村民税の所得割（所得税の課税標準を基準として課するものに限る。）若し

くは法人税割又は事業税（収入金額を課税標準として課するもの及び法人税が課されない法人に對して課するもの並びに第七十二条の五十第二項の規定により課するものを除く。）に係る更正、決定又は賦課決定で次の各号に掲げる場合においてするものは、当該各号に掲げる日の翌日から起算して二年を経過する日、前条又は前項の規定により更正、決定又は賦課決定をすることが出来る期間の満了する日後に到来するときは、前条又は前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる日の翌日から起算して二年間においても、することが出来る。当該所得割若しくは法人税割とあわせて課する均等割に係る更正、決定若しくは賦課決定又は当該事業税に係る加算金の決定についても、また同様とする。

一 所得税又は法人税に就いて更正又は決定があつた場合、当該更正又は決定の通知が発せられた日
二 所得税又は法人税に係る期限後申告書又は修正申告書の提出があつた場合、当該提出があつた日
三 所得税又は法人税に係る不服申立て又は訴えについての決定、裁決又は判決（以下本号において「裁決等」という。）があつた場合（当該裁決等に基いて当該所得税又は法人税について更正又は決定があつた場合を除く。）当該裁決等があつた日
第二号 消滅時効
第十八条 第一項を次のように改める。

める。地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利（以下本款において「地方税の徴収権」という。）は、法定納期限（次の各号に掲げる地方団体の徴収金については、それぞれ当該各号に掲げる日の翌日から起算して五年間行使用しないことによつて、時効により消滅する。）

一 前条第一項第一号若しくは第二号又は同条第二項の規定の適用がある地方税若しくは加算金又は当該地方税に係る延滞金同条第一項第一号の裁決等があつた日若しくは同項第二号の決定、裁決若しくは判決があつた日又は同条第二項各号に掲げる日
二 督促手数料又は滞納処分費その地方税の徴収権を行使することが出来る日
第十八条第三項中「本節」を「本款」に改める。
第十八条の二に次の一項を加える。

4 地方税についての地方税の徴収権の時効が中断したときは、その中断した地方税に係る延滞金についての地方税の徴収権につき、その時効が中断する。
第二十条の二第一項中「不明であり、又はこの法律の施行地でない場合」を「明らかでない場合又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合」に改める。
第二十条の四の次に次の一条を加える。

第二十條の四の二 地方税の課税標準額を計算する場合において、その額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。ただし、政令で定める地方税については、この限りでない。

2 延滞金、過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる税額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
3 地方税の確定金額に十円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。ただし、政令で定める地方税の確定金額については、その額に十円未満の端数があるときは、又はその全額が十円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
4 延滞金又は滞納処分費の確定金額に十円未満の端数があるとき、又はその全額が十円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
5 過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の確定金額に十円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
6 地方税の確定金額を、二以上の納期限を定め、一定の金額に分割して納付し、又は納入することと

されている場合において、その納期限ごとの分割金額に百円未満の端数があるとき、又はその分割金額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期限に係る分割金額に合算するものとする。

7 第二項及び第四項の規定は、還付加算金について準用する。この場合において、第二項中「税額」とあるのは、「過誤納金又はこの法律の規定による還付金の額」と読み替へるものとする。
8 第二項、第三項（地方税の確定金額の全額が百円未満であるときにおいて、その全額を切り捨てる部分に限る）、第四項、第六項及び前項の規定の適用については、個人の市町村民税とこれとあわせて徴収する個人の道府県民税、狩猟免許税とこれとあわせて徴収する入猟税又は固定資産税とこれとあわせて徴収する都市計画税については、それぞれ一の地方税とみなす。この場合において、特別徴収の方法によつて徴収する個人の市町村民税とこれとあわせて徴収する個人の道府県民税については、第六項中「百円」とあるのは、「十円」とする。
第二十條の五の次に次の二條を加える。

第二十條の五の二 地方税の長期限（災害等による期限の延長）は、災害その他やむを得ない理由により、この法律又はこれに基づく条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若し

くは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、当該地方団体の条例の定めるところにより、当該期限を延長することができる。（郵送に係る書類の提出時期の特例）

第二十條の五の三 この法律又はこれに基づく条例の規定により一定の期限までに納すべきものとされている申告、徴収の着手の申請又は更正の請求に関する書類が郵便により提出されたときは、その郵便物の通信日付印により表示された日（その表示がないときは、又はその表示が明らかでないときは、その郵便物について通常要する郵送日数を基準としたときにその日に相当するものと認められる日）にその提出がなされたものとみなす。
第二十條の六第二項中「につき第十六條の規定による担保として抵当権」を「を担保するため抵当権（根抵当であるものを除く。）」に改める。
第二十條の八中「金銭を交付すべき」を「金銭その他の物件を交付し、又は引き渡すべき」に改める。
第二十條の九の次に次の一條を加える。

第二十條の九の二 修正申告は、すでに確定した納付すべき税額に係る部分の地方税についての納付義務に影響を及ぼさない。
2 すでに確定した納付し、又は納入すべき税額を増加させる更正は、すでに確定した納付し、又は納入すべき税額に係る部分の地方

税についての納付又は納入の義務に影響を及ぼさない。

3 すでに確定した納付し、又は納入すべき税額を減少させる更正は、その更正により減少した税額に係る部分以外の部分の地方税についての納付又は納入の義務に影響を及ぼさない。

4 更正又は決定を取り消す処分又は判決は、その処分又は判決により減少した税額に係る部分以外の部分の地方税についての納付又は納入の義務に影響を及ぼさない。

5 前三項の規定は、賦課決定又は過少申告加算金、不申告加算金若しくは重加算金の決定について準用する。

第二十四条の三第一項中「信託会社」の下に「(信託業務を兼営する銀行を含む。)」を加える。

第二十五条第一項第一号中「健康保険組合」を「並びに健康保険組合に改め、並びに国民健康保険の事業を行なう法人」を削る。

第二十七条第二項中「及び第四項」を「及び第三項」に改める。

第三十七条の二第六項中「この法律の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、「所得税法第十五条の九の規定により所得税額から控除することができる額」を「所得税法第十五条の九第一項の外国税控除限度額」に、「当該こえる金額」を「当該こえる金額(政令で定める金額に限る。)」に改める。

第四十一条第一項中「、第三百二十一条の二若しくは第三百二十七条の規定に基く延滞金又は第三百三十五条の規定に基く延滞加算金」を「又

は第三百二十一条の二若しくは第三百二十七条の規定に基く延滞金」に改める。

第四十三条(見出しを含む。中「徴税令書」を「納税通知書」に改める。第四十四条中「第三百二十二条の規定によつて」を削る。

第四十七条第一項第一号中「徴税令書(納期を分けた場合においては、第一期分の徴税令書をいう。)」を「納税通知書」に改める。

第四十八条第三項中「徴税令書」を「納税通知書」に改める。

第五十三条第五項中「第一項及び前項」を「第一項、第二項及び前項」に、「第一項又は前項」を「第一項、第二項又は前項」に改め、同条第十項中「この法律の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、「法人税法第十条の三の規定により法人税額から控除することができる額」を「法人税法第十条の三第一項の外国税控除限度額」に、「当該こえる金額を第一項」を「当該こえる金額(政令で定める金額に限る。)」を「第一項、第二項(法人税法第二十二条の二第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人に係るものに限る。)」に改める。

第五十五条第一項中「確定法人税割額」を「確定法人税額」に改める。

第五十六条第二項中「第六十条の規定による」、「が百円以上であるときは」及び「(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を削り、「三銭」を「四銭(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の日)」に改め、同条に次の一項を加える。

第六十条 削除

第六十二条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第六十四条中「第六十条の規定による」、「が百円以上であるときは」及び「(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下本条において同じ。)」を削り、「三銭」を「四銭(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の日)」に改め、同条に次の一項を加える。

同項ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

3 道府県知事は、納税者が前条第一項又は第二項の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

第六十条を次のように改める。

第六十二条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第六十四条中「第六十条の規定による」、「が百円以上であるときは」及び「(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下本条において同じ。)」を削り、「三銭」を「四銭(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の日)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 道府県知事は、納税者が前項の納期限までに税金を納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、同項の延滞金額を減免することができる。

第六十六条第一項中「第六十条の規定による」を削る。

第六十七条中「しななければならぬ」を「することができる」に改める。

第七十一条及び第七十一条の二を削り、第二章第一節第三款第四目中第七十一条の三を第七十一条とし、第七十一条の四を第七十一条の二とする。

第七十一条の五中「第七十一条の三」を「第七十一条」に改め、同条を第七十一条の三とし、第七十一条の六中「第七十一条の三」を「第七十一条」に改め、同条を第七十一条の四とする。

第七十二条の三第一項中「信託会社」の下に「(信託業務を兼営する銀行を含む。)」を加える。

第七十二条の四第一項第四号中「国民健康保険組合連合会」を「国民健康保険団体連合会」に改める。

第七十二条の八第二項中「第五項」を「第四項」に改める。

第七十二条の十四第一項中「第五十七條」を「第五十七條の二」に改める。

第七十二条の二十九第一項中「第七十二条の十三第五項」を「第七十二条の十三第六項」に改める。

第七十二条の三十三の二第四項を削り、同条第五項中「第一項、第二項又は第三項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第七十二条の四十四第二項中「第七十二条の六十一」の規定による、「が百円以上であるときは」及び「(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を削り、「三銭」を「四銭(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の日)」に改め、同項ただし書を削る。

第七十二条の四十五第一項中「が百円以上であるときは」及び「(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下本項において同じ。)」

を削り、「三銭」を「四銭(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の日)」に改め、同項ただし書を削る。

第七十二条の四十六第一項中「提出があつた場合」の下に「(申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書の規定の適用があるときを含む。)」を加え、「が二千円以上であるときは、その税額」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 次の各号の一に該当する場合において、道府県知事は、当該各号に規定する申告、決定又は更正により納付すべき税額(第二号又は第三号の場合において、これらの税額の計算の基礎となつた事実のうちに、当該修正申告前又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものがあるときは、その正当な理由があると認められる事実に基づく税額として政令の定めるところにより計算した金額を控除した税額)に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しななければならぬ。ただし、申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合においては、この限りでない。

一 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第七十二条の三十九第二項若しくは第七十二条の四十一第二項の規定による決定があつた場合

を削り、「三銭」を「四銭(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の日)」に改め、同項ただし書を削る。

二 申告書の提出期限後にその提出があつた後において修正申告書の提出又は第七十二条の三十九第一項若しくは第三項若しくは第七十二条の四十一第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合

三 第七十二条の三十九第二項又は第七十二条の四十一第二項の規定による決定があつた後において修正申告書の提出又は第七十二条の三十九第三項若しくは第七十二条の四十一第三項の規定による更正があつた場合

第七十二条の四十七第一項中「課税標準」を「課税標準額」に、「が二百円以上であるときは、その不足税額又は修正に因り増加した税額に百分の五十」を「に係る過少申告加算金額に代え、当該税額に百分の三十」に改め、同項後段を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前条第二項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く）において、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は申告書の提出期限後にその提出をし、若しくは修正申告書を提出したときは、道府県知事は、不申告加算金額の計算の基礎となるべき税額（その税額の一部分が、その計算の基礎となるべき事実で隠ぺいされ、又は仮装されていらないものに基づくことが明らかであるときは、当該隠ぺい

され、又は仮装されていらない事実に基づく税額として政令の定めるところにより計算した金額を控除した税額）に係る不申告加算金額に代え、当該税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

第七十二条の五十二中「徴税令書」を「納税通知書」に改める。

第七十二条の五十三第一項中「第七十二条の六十一の規定による」「が百円以上であるときは、及び」「（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、「三銭」を「四銭（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭）」に改め、同項ただし書を削る。

第七十二条の六十第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第七十二条の六十一を次のように改める。

第七十二条の六十一 削除

第七十二条の六十七中「しななければならない」を「することができる」に改める。

第七十二条の七十一及び第七十二条の七十二を次のように改める。

第七十二条の七十一及び第七十二条の七十二 削除

第七十三条の二第七項中「第五項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項後段中「徴税令書の交付を受けた日（納期を分けた場合にお

いては、第一期分の徴税令書の交付を受けた日）」を「納税通知書の交付を受けた日」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 建物の区分所有等に関する法律

（昭和三十一年法律第六十九号）第二章第三項の専有部分の取得があつた場合においては、当該専有部分の属する一むねの建物（同法第三章第二項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）の価格を同法第十条に規定する計算の例によつて算定して得られる専有部分の床面積の割合（専有部分の天井よりの高さ、附帯設備の程度等について著しい差違がある場合においては、その差違に依りて自治省令で定めるところにより当該割合を補正した割合。次項において同じ。）によつてあん分して得た額に相当する価格の家の取得があつたものとみなして、不動産取得税を課する。

5 建物の区分所有等に関する法律第二章第四項の共用部分のみの建築があつた場合においては、当該建築に係る共用部分に係る同法同条第二項の区分所有者が、当該建築に係る共用部分の価格を同法第十条に規定する計算の例によつて算定して得られる専有部分の床面積の割合によつてあん分して得た額に相当する価格の家屋を取得したものとみなして、不動産取得税を課する。

7 国民健康保険の事業を行う法人

を削り、「私立学校教職員共済組合」の下に「農林漁業団体職員共済組合」を加える。

第七十三条の五第一項中「又はを「若しくは」に改め、「当該土地の取得の下に」「又は土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十四条の八第四項の規定により埋立地若しくは干拓地を取得する場合若しくは同法第八十七条の二第二項の規定により都道府県が行なう同項第二項の事業により造成された埋立地若しくは干拓地を当該都道府県から取得する場合における当該埋立地若しくは干拓地の取得」を加える。

第七十三条の六第一項中「（昭和二十四年法律第九十五号）を削る。第七十三条の七第十三号を同条第十四号とし、同条第六号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十五号の次に次の一号を加える。

六 建物の区分所有等に関する法律第二章第三項の専有部分の取得に伴わない同法同条第四項の共用部分である家屋の取得（当該家屋の建築による取得を除く）

第七十三条の十七第二項中「徴税令書」を「納税通知書」に改める。第七十三条の二十七第二項及び第七十三条の二十七の三第五項中「第六項及び第七項」を「第八項及び第九項」に改める。

第七十三条の二十七の五第一項及び第二項中「二年」を「三年」に改め、第七十三条の二十八第二項中「第六項及び第七項」を「第八項及び第九項」に改める。

第七十三条の二十九第三項を削る。

り、同条第四項を同条第三項とする。

第七十三条の三十を次のように改める。

第七十三条の三十 削除

第七十三条の三十二第二項中「第七十三条の三十の規定による」「が百円以上であるときは、及び」「（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、「三銭」を「四銭（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭）」に改め、同項ただし書を削る。

第七十三条の三十五中「しななければならない」を「することができる」に改める。

第七十三条の三十九及び第七十三条の四十を次のように改める。

第七十三条の三十九及び第七十三条の四十 削除

第七十四条の五を削り、第七十四条の六第一項中「第七十四条の四第二項」を「前条第二項」に改め、「が百円以上であるときは、及び」「（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、「三銭」を「二銭」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「第七十四条の四第二項」を「前条第二項」に改め、同条を第七十四条の五とする。

第九十一条の二第二項中「徴税令書」を「納税通知書」に改める。

第九十二条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第九十三条を次のように改める。第九十三条 削除

第九十五条第二項中「第九十三条

の規定による、「が百円以上であるときは」及び「(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を削り、「三銭」を「四銭(督促状を發する前の期間又は督促状を發した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭)」に改め、同項ただし書を削る。

第九十六條第一項中「が百円以上であるときは」及び「(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を削り、「三銭」を「四銭(督促状を發する前の期間又は督促状を發した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭)」に改め、同項ただし書を削る。

第九十七條第一項中「提出があつた場合」の下に「(申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、又は仮装した事実に基づいて申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は申告書の提出期限後にその提出をしたときは、道府県知事は、同条第二項を次のように改める。)

2 次の各号の一に該当する場合において、道府県知事は、当該各号に規定する申告、決定又は更正により納入し、又は納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合においては、この限りでない。

一 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第九十四條第二項の規定による決定があつた場合

二 申告書の提出期限後にその提出があつた後において第九十四條第一項又は第三項の規定による更正があつた場合

三 第九十四條第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合

第九十八條第一項中「が二百円以上であるときは、その不足金額に百分の五十」を「に百分の三十」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前条第二項の規定に該当する場合(同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。))において、特別徴収義務者又は申告納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は申告書の提出期限後にその提出をしたときは、道府県知事は、同条同項の不申告加算金額に代えてその計算の基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

第一百一条中「しなければならない」を「することができる」に改める。

第一百五條及び第六六條を次のように改める。

第一百五條第一項後段を削る。

第一百二十二條第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第一百二十二條の二第三項中「及び延滞加算金額」を削る。

第二百二十三條を次のように改める

る。

第二百二十三條 削除

第二百二十五條第二項中「第二百二十三條の規定による」、「が百円以上であるときは」及び「(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を削り、「三銭」を「四銭(督促状を發する前の期間又は督促状を發した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭)」に改め、同項ただし書を削る。

第二百二十六條第一項中「が百円以上であるときは」及び「(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を削り、「三銭」を「四銭(督促状を發する前の期間又は督促状を發した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭)」に改め、同項ただし書を削る。

第二百二十七條第一項中「提出があつた場合」の下に「(申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、又は仮装した事実に基づいて申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は申告書の提出期限後にその提出をしたときは、道府県知事は、同条第二項を次のように改める。)

2 次の各号の一に該当する場合において、道府県知事は、当該各号に規定する申告、決定又は更正により納入し、又は納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合においては、この限りでない。

一 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第二百二十四條第二項若しくは第三項の規定による決定があつた場合

二 申告書の提出期限後にその提出があつた後において第二百二十四條第一項、第三項又は第四項の規定による更正があつた場合

三 第二百二十四條第二項又は第三項の規定による決定があつた後において同条第三項又は第四項の規定による更正があつた場合

第二百二十八條第一項中「が二百円以上であるときは、その不足金額に百分の五十」を「に百分の三十」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前条第二項の規定に該当する場合(同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。))において、特別徴収義務者又は納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は申告書の提出期限後にその提出をしたときは、道府県知事は、同条同項の不申告加算金額に代えてその計算の基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

出があつた場合又は第二百二十四條第二項若しくは第三項の規定による決定があつた場合

二 申告書の提出期限後にその提出があつた後において第二百二十四條第一項、第三項又は第四項の規定による更正があつた場合

三 第二百二十四條第二項又は第三項の規定による決定があつた後において同条第三項又は第四項の規定による更正があつた場合

第二百二十八條第一項中「が二百円以上であるときは、その不足金額に百分の五十」を「に百分の三十」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前条第二項の規定に該当する場合(同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。))において、特別徴収義務者又は納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は申告書の提出期限後にその提出をしたときは、道府県知事は、同条同項の不申告加算金額に代えてその計算の基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

第二百二十九條の三及び第二百三十條を削り、第二百三十條の二を第二百三十條とする。

第二百三十三條中「しなければならない」を「することができる」に改める。

第二百三十七條及び第二百三十八條を

次のように改める。

第二百三十七條及び第二百三十八條 削除

第二百四十九條中「四月」を「五月」に改める。

第五百一十一條第二項中「徴税令書」を「納税通知書」に改める。

第六百六十一條を次のように改める。

第六百六十一條 削除

第六百六十三條第一項中「第六百六十一條の規定による」、「が百円以上であるときは」及び「(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を削り、「三銭」を「四銭(督促状を發する前の期間又は督促状を發した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭)」に改め、同項ただし書を削る。

第六百六十六條中「しなければならない」を「することができる」に改める。

第六百七十條から第六百七十三條までを次のように改める。

第六百七十條から第六百七十三條まで 削除

第六百八十四條第二項中「徴税令書」を「納税通知書」に改める。

第九百九十六條第一項中「第九百九十三條の規定による」、「が百円以上であるときは」及び「(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」

を削り、「三銭」を「四銭(督促状を發する前の期間又は督促状を發した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭)」に改め、同項ただし書を削る。
第百九十九条中「しなければならぬ」を「することができぬ」に改める。
第二百三十三條及び第二百四條を次のように改める。
第二百三十三條及び第二百四條 削除
「第九節 狩獵者税」を「第九節 狩獵免許税」に改める。
第二百三十六條の見出し中「狩獵者税」を「狩獵免許税」に改め、同条中「狩獵者税」を「狩獵免許税」に、「狩獵の免許」を「道府県知事の狩獵免許」に、「その住所所在の」を「当該」に改める。
第二百三十七條を次のように改める。
(狩獵免許税の税率)
第二百三十七條 狩獵免許税の税率は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に掲げる額とする。
一 甲種狩獵免許を受ける者又は乙種狩獵免許を受ける者で、次号に規定する者以外のもの 千五百円
二 甲種狩獵免許を受ける者又は乙種狩獵免許を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもの 七百円
三 丙種狩獵免許を受ける者 四百五十円
第二百三十八條及び第二百三十九條(これらの規定の見出しを含む。)

中「狩獵者税」を「狩獵免許税」に改める。
第二百四十條(見出しを含む。中「狩獵者税」を「狩獵免許税」に改め、同条中「徴税令書」を「納税通知書」に改める。
第二百四十一條から第二百四十五條まで(これらの規定の見出しを含む。中「狩獵者税」を「狩獵免許税」に改める。
第二百四十六條の見出し及び同条第一項中「狩獵者税」を「狩獵免許税」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。
第二百四十七條を次のように改める。
第二百四十七條 削除
第二百四十八條見出しを含む。中「狩獵者税」を「狩獵免許税」に改める。
第二百四十九條の見出し中「狩獵者税」を「狩獵免許税」に改め、同条第一項中「狩獵者税」を「狩獵免許税」に改め、「第二百四十七條の規定による」、「が百円以上であるときは」及び「(百円未満の端数があるときは)」を削り、「三銭」を「四銭(督促状を發する前の期間又は督促状を發した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭)」に改め、同項ただし書を削る。
第二百五十一條(見出しを含む。中「狩獵者税」を「狩獵免許税」に改める。
第二百五十二條の見出し中「狩獵者税」を「狩獵免許税」に改め、同条中「しなければならぬ」を「することができぬ」に改める。
第二百五十三條から第二百五十五條まで(これらの規定の見出しを含む。中「狩獵者税」を「狩獵免許税」に改める。
第二百五十六條及び第二百五十七條を次のように改める。
第二百五十六條及び第二百五十七條 削除
第二百五十八條(見出しを含む。中「狩獵者税」を「狩獵免許税」に改める。
第二百六十九條を次のように改める。
第二百六十九條 削除
第二百七十条中「徴税令書」を「納税通知書」に改める。
第二百七十七條第二項中「第二百六十九條の規定による」、「が百円以上であるときは」及び「(百円未満の端数があるときは)」を削り、「三銭」を「四銭(督促状を發する前の期間又は督促状を發した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭)」に改め、同項ただし書を削る。
第二百七十八條第一項中「提出があつた場合」の下に「(納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書の規定の適用があるときを含む。)」を加え、「が二千円以上であるときは、その金額」を削り、同条第二項を次のように改める。
2 次の各号の一に該当する場合において、道府県知事は、当該各号に規定する納入申告、修正申告、決定又は更正により納付し、又は納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出があつたことについて正当な理由があるとき認められる場合においては、この限りでない。
一 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第二百七十六條第二項の規定による決定があつた場合
二 納入申告書の提出期限後にその提出があつた後において修正申告書の提出又は第二百七十六條第一項若しくは第二百七十六條による更正があつた場合
三 第二百七十六條第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合
第二百七十九條第一項中「が二百円以上であるときは、その不足金額又は修正に因り増加した税額に百分の五十」を「に百分の三十」に改め、同条第二項を次のように改める。
2 前条第二項の規定に該当する場合(同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。)において、納税者又は特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は納入申告書の提出期限後にその提出をし、若しくは修正申告書を提出したときは、道府県知事は、同条同項の不申告加算金額に代えてその計算の基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

き税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。
第二百八十条第一項中「第二百六十九條の規定による」、「が百円以上であるときは」及び「(百円未満の端数があるときは)」を削り、「三銭」を「四銭(督促状を發する前の期間又は督促状を發した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭)」に改め、同項ただし書を削る。
第二百八十一條第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。
第二百八十四條中「しなければならぬ」を「することができぬ」に改める。
第二百八十八條及び第二百八十九條を次のように改める。
第二百八十八條及び第二百八十九條 削除
第二百九十四條第一項第四号中「第二百九十二條第五項」を「第二百九十二條第四項」に改める。
第二百九十四條の三第一項中「信託会社」の下に「(信託業務を兼営する銀行を含む。)」を加える。
第二百九十六條第一項第一号中「健康保険組合」を「並びに健康保険組合」に改め、「並びに国民健康保険の事業を行なう法人」を削る。
第二百九十九條第二項中「第三百二十四條第五項」を「第三百二十四條第四項」に改める。
第三百十四條の七第九項中「市町村は、及びこの法律の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、「所得税法第十五條の九の規定

を削り、「三銭」を「四銭(督促状を發する前の期間又は督促状を發した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭)」に改め、同項ただし書を削る。
第二百三十三條及び第二百四條を次のように改める。
第二百三十三條及び第二百四條 削除
「第九節 狩獵者税」を「第九節 狩獵免許税」に改める。
第二百三十六條の見出し中「狩獵者税」を「狩獵免許税」に改め、同条中「狩獵者税」を「狩獵免許税」に、「狩獵の免許」を「道府県知事の狩獵免許」に、「その住所所在の」を「当該」に改める。
第二百三十七條を次のように改める。
(狩獵免許税の税率)
第二百三十七條 狩獵免許税の税率は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に掲げる額とする。
一 甲種狩獵免許を受ける者又は乙種狩獵免許を受ける者で、次号に規定する者以外のもの 千五百円
二 甲種狩獵免許を受ける者又は乙種狩獵免許を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもの 七百円
三 丙種狩獵免許を受ける者 四百五十円
第二百三十八條及び第二百三十九條(これらの規定の見出しを含む。)

き税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。
第二百八十条第一項中「第二百六十九條の規定による」、「が百円以上であるときは」及び「(百円未満の端数があるときは)」を削り、「三銭」を「四銭(督促状を發する前の期間又は督促状を發した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭)」に改め、同項ただし書を削る。
第二百八十一條第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。
第二百八十四條中「しなければならぬ」を「することができぬ」に改める。
第二百八十八條及び第二百八十九條を次のように改める。
第二百八十八條及び第二百八十九條 削除
第二百九十四條第一項第四号中「第二百九十二條第五項」を「第二百九十二條第四項」に改める。
第二百九十四條の三第一項中「信託会社」の下に「(信託業務を兼営する銀行を含む。)」を加える。
第二百九十六條第一項第一号中「健康保険組合」を「並びに健康保険組合」に改め、「並びに国民健康保険の事業を行なう法人」を削る。
第二百九十九條第二項中「第三百二十四條第五項」を「第三百二十四條第四項」に改める。
第三百十四條の七第九項中「市町村は、及びこの法律の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、「所得税法第十五條の九の規定

により所得税額から控除することができ、第三十七條の二第六項の規定により道府県民税の所得割の額から控除することができ、額を「所得税額第十五條の九第一項の外国税控除限度額及び第三十七條の二第六項の控除の限度額で政令で定めるもの」に、「当該こえる金額をその者の第三十四條の三から前条まで並びに第一項及び第五項を」当該こえる金額（政令で定める金額に限る）を、第三十四條の二第二項本文の規定による控除をする市町村は、その者の第三十四條の三から第三十四條の五まで並びに第一項及び第五項の規定を適用した場合の所得割の額から、第三十四條の二第一項ただし書の規定による控除をする市町村は、その者の第三十四條の三から第三十四條の五まで及び第二項から第五項までに改める。

第三百二十九條の二及び第三十二條第一項中「徴税令書」を「納税通知書」に改める。

第三百二十一條の二第二項中「第三百二十二條の規定による」、「が百円以上であるときは」及び「（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる）」を削り、「三銭」を「四銭（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭）」に改め、同項ただし書を削る。

第三百二十一條の八第五項中「第一項及び前項」を「第一項、第二項及び前項」に、「第一項又は前項」を「第一項、第二項又は前項」に改め、同条第十項中「この法律の施行地外

にその源泉がある所得について」を削り、「法人税法第十條の三の規定により法人税額から控除することができ、額及び第五十三條第十項の規定により道府県民税の法人税割額から控除することができ、額を」法人税法第十條の三第一項の外国税控除限度額及び第五十三條第十項の控除の限度額で政令で定めるもの」に、「当該こえる金額を第一項を」当該こえる金額（政令で定める金額に限る）を、第一項、第二項（法人税法第二十二條の二第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人に係るものに限る）に改める。

第三百二十一條の十二第二項中「第三百二十二條の規定による」、「が百円以上であるときは」及び「（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる）」を削り、「三銭」を「四銭（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭）」に改め、同項ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

3 市町村長は、納税者が前条第一項又は第二項の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

第三百二十二條を次のように改める。

第三百二十二條 削除

第三百二十四條第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第三百二十七條第一項中「第三百

第二十二條の規定による」、「が百円以上であるときは」及び「（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる）」を削り、「三銭」を「四銭（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭）」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項を次のように改める。

2 市町村長は、納税者又は特別徴収義務者が前項の納期限までに税金を納付しなかつたこと、又は納入金を納入しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、同項の延滞金額を減免することができる。

第三百二十九條第一項中「第三百二十二條の規定による」を削る。

第三百三十條中「しななければならない」を「することができ」に改める。

第三百三十五條を次のように改める。

第三百三十五條 削除

第三百四十一條第四号中「軽自動車」の下に「小型特殊自動車」を加え、同条第十二号中「登記されている家屋」の下に「（建物の区分所有等に関する法律第二條第三項の専有部分の属する家屋（同法第三條第二項の規定により共有部分とされた附属の建物を含む。以下「区分所有に係る家屋」という。）の専有部分が建物登記簿に登録されている場合においては、当該区分所有に係る家屋とする。以下固定資産税について同様とする。）を加え、同条第十三号中「登記されていない家屋」を「登記されて

いる家屋以外の家屋」に改める。

第三百四十三條第二項前段中「所有者として」を「所有者（区分所有に係る家屋については、当該家屋に係る建物の区分所有等に関する法律第二條第二項の区分所有者とする。以下固定資産税について同様とする）」として、同条に次の一項を加える。

8 信託会社（信託業務を兼営する銀行を含む。以下本項において同じ。）が信託の引受けをした償却資産で、その信託行為の定めるところにしたがい当該信託会社が他の者にこれを譲渡することを条件として当該他の者に賃貸しているものについては、当該償却資産が当該他の者の事業の用に供するものであるときは、当該他の者をもつて第一項の所有者とみなす。

第三百四十八條第二項各号列記以外の部分ただし書中「第五項を」第六項に改め、同項第十一号の二中国民健康保険組合、国民健康保険の事業を行う法人、国民健康保険団体の連合会並びに」を削り、同項第十一号の三中「健康保険組合連合会」の下に「国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会」を、「私立学校教職員共済組合」の下に「農林漁業団体職員共済組合」を加え、同条第四項中「国民健康保険組合連合会」を「国民健康保険団体連合会」に改める。

第三百四十九條の三第九項中「航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百条又は第二百三十一條の免許を受けた者が所有し、かつ、運航する航空機（前項の規定の適用を受

けるものを除く）」を「前項の規定の適用を受ける航空機以外の航空機で、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百条又は第二百三十一條の免許を受けた者が当該航空機に係る第三百四十三條第一項の所有者（同条第八項の規定により所有者とみなされる者を含む。）であり、かつ、当該免許を受けた者が運航するもの」に改める。

第三百四十九條の四第三項中「第五項を」第六項に改める。

第三百五十二條を次のように改める。

（区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税）

第三百五十二條 区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税については、当該家屋の専有部分に係る建物の区分所有等に関する法律第二條第二項の区分所有者（以下本条において「区分所有者」という。）は、第十條の二第一項の規定にかかわらず、当該家屋に係る固定資産税額を当該区分所有者全員に共有に属する共用部分に係る同法第十條の規定による割合（専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度等について著しい差違がある場合においては、その差違に応じて自治省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）によつてあん分した額を、当該各区分所有者の当該家屋に係る固定資産税として納付する義務を負う。

2 前項の場合又は区分所有者全員に共有に属する共用部分がない場合においては、建物の区分所有等に関する法律第四條第二項又は第

二十条第一項の規定による規約（公共施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律第四十一条の二の規定によりみなされるものを含む。）により区分所有者又は管理者が所有する当該区分所有に係る家屋の共用部分については、当該共用部分を当該家屋の専有部分に係る区分所有者全員（建物の区分所有等に関する法律第四第一項ただし書の共用部分については、同項ただし書の区分所有者全員）の共有に属するものとみなして、前項の規定を適用する。

第三百五十八條第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第三百六十四條中「徴税令書」を「納税通知書」に改め、同条第五項中「国等の債権債務等の金額の端数計算に關する法律（昭和二十五年法律第六十一号）」を「第二十條の四の二」に改める。

第三百六十四條の二第一項及び第三百六十五條第一項中「徴税令書」を「納税通知書」に改める。

第三百六十六條を次のように改める。

第三百六十六條 削除

第三百六十八條第一項中「（明治三十二年法律第二十四号）」を削り、同条第二項中「第三百六十六條の規定による」、「が百円以上であるときは」ときは「（百円未満の端数があるときは）」及び「（百円未満の端数があるときは）」を削り、「三銭」を「四銭（督促状を發する前の期間又は督促状を發した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭）」に改め、同項ただし書を削る。

第三百六十九條第一項中「が百円以上であるときは」と及び「（百円未満の端数があるときは）」を削り、「三銭」を「四銭（督促状を發する前の期間又は督促状を發した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭）」に改め、同項ただし書を削る。

第三百七十二條中「しななければならぬ」を「することができぬ」に改める。

第三百七十六條から第三百七十九條までを次のように改める。

第三百七十六條から第三百七十九條まで 削除

第三百八十一條第三項中「（同条第三項ただし書の家屋にあつては、同条第一項第六号に掲げる事項を含む。）」を削り、同条第四項中「登記されていぬ家屋を登記されている家屋以外の家屋」に改め、同条第五項中「所有者」の下に「（第三百四十三條第八項の場合にあつては、同条項の規定によつて所有者とみなされる者とする。）」を加える。

第三百八十一條第三項中「（同条第三項ただし書の家屋にあつては、同条第一項第六号に掲げる事項を含む。）」を削り、同条第四項中「登記されていぬ家屋を登記されている家屋以外の家屋」に改め、同条第五項中「所有者」の下に「（第三百四十三條第八項の場合にあつては、同条項の規定によつて所有者とみなされる者とする。）」を加える。

第三百八十三條第二項及び第三項において同じ。」を加える。

第三百八十三條第二項を次のように改める。

第三百八十三條第二項を次のように改める。

2 区分所有に係る家屋で当該家屋に係る固定資産税を課されるものに係る建物の区分所有等に関する法律第二條第四項の共用部分の所有者は、自治省令の定めるところによつて、当該共用部分について、共用部分である旨の登記のあるものにあつては毎年一月一日現在における不動産登記法第九十一条第一項第六号に掲げる事項を、

共用部分である旨の登記のないものにあつては毎年同日現在における同法同条同項第一号、第三号及び第六号に掲げる事項を同月三十一日までに当該家屋の所在地の市町村長に申告しなければならぬ。

第三百八十六條中「所有者」の下に「（第三百四十三條第八項の場合にあつては、同条項の規定によつて所有者とみなされる者とする。）」を加える。

第三百九十三條及び第三百九十四條において同じ。」を加える。

第四百三十三條第七項中「第四百三十一條及び第二項」を「第四百三十一條から第三項まで」に改める。

第四百四十二條第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 小型特殊自動車 道路運送車 同法第三條にいう小型特殊自動車をいう。

第四百四十二條の二第一項中「軽自動車及び」を「軽自動車、小型特殊自動車及び」に改める。

第四百四十四條第一項第二号中「軽自動車」の下に「及び小型特殊自動車」を加える。

第四百四十六條第二項中「徴税令書」を「納税通知書」に改める。

第四百五十二條第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第四百五十三條を次のように改める。

第四百五十三條 削除

第四百五十五條第一項中「第四百五十三條の規定による」、「が百円以上であるときは」と及び「（百円未満の端数があるときは）」を削り捨て

「三銭」を「四銭（督促状を發する前の期間又は督促状を發した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭）」に改め、同項ただし書を削る。

第四百五十八條中「しななければならぬ」を「することができぬ」に改める。

第四百六十二條及び第四百六十三條を次のように改める。

第四百六十二條及び第四百六十三條 削除

第四百六十五條中「百分の十二」を「百分の十三・四」に改める。

第四百六十八條を次のように改める。

第四百六十八條 削除

第四百六十九條第一項中「が百円以上であるときは」と及び「（百円未満の端数があるときは）」を削り捨て、同項ただし書を削る。

第四百七十九條中「百分の九」を「百分の八」に改める。

第四百九十四條を次のように改める。

第四百九十四條 削除

第四百九十七條第二項中「第四百九十四條の規定による」、「が百円以上であるときは」と及び「（百円未満の端数があるときは）」を削り捨て、同項ただし書を削る。

第四百九十八條第一項中「提出があつた場合」の下に「（納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合

において、次項ただし書の規定の適用があるときを含む。）」を加え、「が二千円以上であるときは、その金額」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 次の各号の一に該当する場合において、市町村長は、当該各号に規定する納入申告、決定又は更正により納入すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しななければならぬ。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合においては、この限りでない。

一 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第四百九十六條第二項の規定による決定があつた場合

二 納入申告書の提出期限後にその提出があつた後において第四百九十六條第一項又は第三項の規定による更正があつた場合

三 第四百九十六條第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合

第四百九十九條第一項中「が二百円以上であるときは、その不足金額に百分の五十」を「百分の三十」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前条第二項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠べし、又は仮装し、か

「三銭」を「四銭（督促状を發する前の期間又は督促状を發した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭）」に改め、同項ただし書を削る。

第四百五十八條中「しななければならぬ」を「することができぬ」に改める。

第四百六十二條及び第四百六十三條を次のように改める。

第四百六十二條及び第四百六十三條 削除

第四百六十五條中「百分の十二」を「百分の十三・四」に改める。

第四百六十八條を次のように改める。

第四百六十八條 削除

第四百六十九條第一項中「が百円以上であるときは」と及び「（百円未満の端数があるときは）」を削り捨て、同項ただし書を削る。

第四百七十九條中「百分の九」を「百分の八」に改める。

第四百九十四條を次のように改める。

第四百九十四條 削除

第四百九十七條第二項中「第四百九十四條の規定による」、「が百円以上であるときは」と及び「（百円未満の端数があるときは）」を削り捨て、同項ただし書を削る。

第四百九十八條第一項中「提出があつた場合」の下に「（納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合

において、次項ただし書の規定の適用があるときを含む。）」を加え、「が二千円以上であるときは、その金額」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 次の各号の一に該当する場合において、市町村長は、当該各号に規定する納入申告、決定又は更正により納入すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しななければならぬ。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合においては、この限りでない。

一 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第四百九十六條第二項の規定による決定があつた場合

二 納入申告書の提出期限後にその提出があつた後において第四百九十六條第一項又は第三項の規定による更正があつた場合

三 第四百九十六條第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合

第四百九十九條第一項中「が二百円以上であるときは、その不足金額に百分の五十」を「百分の三十」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前条第二項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠べし、又は仮装し、か

つ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は納入申告書の提出期限後にその提出をしたときは、市町村長は、同条同項の不申告加算金額に代えてその計算の基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

第五百四十二条中「徴税令書」を「納税通知書」に改める。

第五百四十四条第一項中「第四百九十四条の規定による」、「が百円以上であるときは」及び「(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を削り、「三銭を四銭(督促状を發する前の期間又は督促状を發した日から起算して十日を経過した日以前)の期間については、一日二銭)」に改め、同項ただし書を削る。

第五百四十五条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第五百四十八条中「しななければならない」を「する」に改める。

第五百五十二条及び第五百五十三条を次のように改める。

第五百五十二条及び第五百五十三条 削除

第五百三十条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第五百三十一条を次のように改める。

第五百三十一条 削除

第五百三十四条第二項中「第五百三十一条の規定による」、「が百円以上であるときは」及び「(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を削り、「三銭を四銭(督促状を發する前の期間又は督促状を發した日から起算して十日を経過した日以前)の期間又は督促状を發した日以前に提出したときは、一日二銭)」に改め、同項ただし書を削る。

第五百三十五条第一項中「が百円以上であるときは」及び「(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を削り、「三銭を四銭(督促状を發する前の期間又は督促状を發した日以前に提出したときは、一日二銭)」に改め、同項ただし書を削る。

第五百三十六条第一項中「提出があつた場合」の下に「(申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書の規定の適用があるときを含む。)」を加え、「が二百円以上であるときは、その税額」を削り、同条第二項を次のように改める。

を發する前の期間又は督促状を發した日から起算して十日を経過した日以前に提出したときは、一日二銭)」に改め、同項ただし書を削る。

第五百三十五條第一項中「が百円以上であるときは」及び「(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を削り、「三銭を四銭(督促状を發する前の期間又は督促状を發した日以前に提出したときは、一日二銭)」に改め、同項ただし書を削る。

第五百三十六條第一項中「提出があつた場合」の下に「(申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書の規定の適用があるときを含む。)」を加え、「が二百円以上であるときは、その税額」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 次の各号の一に該当する場合において、市町村長は、当該各号に規定する申告、決定又は更正により納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、申告書の提出期限までにその提出があつたことについて正当な理由があるのと認められる場合においては、この限りでない。

一 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第五百三十三條第二項の規定による決定があつた場合

二 申告書の提出期限後にその提出があつた後において第五百三十三條第一項又は第三項の規定による更正があつた場合

三 第五百三十三條第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合

第五百三十七條第一項中「が二百円以上であるときは、その不足税額に百分の五十を」に百分の三十に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前条第二項の規定に該当する場合(同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。))において、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は申告書の提出期限後にその提出をしたときは、市町村長は、同条同項の不申告加算金額に代えてその計算の基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

第五百四十条中「しななければならない」を「する」に改める。

第五百四十四條及び第五百四十五条を次のように改める。

第五百四十四條及び第五百四十五条 削除

第五百五十三條本文中「当該市町村の条例の定めるところによつて」及び「又は証紙徴収」を削る。

第五百五十五條中「第五百五十三條第一項但書を」第五百五十三條ただし書に改める。

第五百六十一條第四項を削り、同

第五百三十三條第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合

第五百三十七條第一項中「が二百円以上であるときは、その不足税額に百分の五十を」に百分の三十に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前条第二項の規定に該当する場合(同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。))において、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は申告書の提出期限後にその提出をしたときは、市町村長は、同条同項の不申告加算金額に代えてその計算の基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

第五百四十条中「しななければならない」を「する」に改める。

第五百四十四條及び第五百四十五条を次のように改める。

第五百四十四條及び第五百四十五条 削除

第五百五十三條本文中「当該市町村の条例の定めるところによつて」及び「又は証紙徴収」を削る。

第五百五十五條中「第五百五十三條第一項但書を」第五百五十三條ただし書に改める。

条第五項を同条第四項とする。

第五百六十二条を次のように改める。

第五百六十二条 削除

第五百六十五條第二項中「第五百六十二条の規定による」、「が百円以上であるときは」及び「(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を削り、「三銭を四銭(督促状を發する前の期間又は督促状を發した日から起算して十日を経過した日以前に提出したときは、一日二銭)」に改め、同項ただし書を削る。

第五百六十六條第一項中「が百円以上であるときは」及び「(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を削り、「三銭を四銭(督促状を發する前の期間又は督促状を發した日以前に提出したときは、一日二銭)」に改め、同項ただし書を削る。

第五百六十七條第一項中「提出があつた場合」の下に「(申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書の規定の適用があるときを含む。)」を加え、「が二百円以上であるときは、その金額」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 次の各号の一に該当する場合において、市町村長は、当該各号に規定する申告、決定又は更正により納入し、又は納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、申告書の提出期限までにその提出があつたことについて正当な理由があると認められる場合に

においては、この限りでない。

一 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第五百六十四條第二項の規定による決定があつた場合

二 申告書の提出期限後にその提出があつた後において第五百六十四條第一項又は第三項の規定による更正があつた場合

三 第五百六十四條第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合

第五百六十八條第一項中「が二百円以上であるときは、その不足金額に百分の五十を」に百分の三十に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前条第二項の規定に該当する場合(同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。))において、特別徴収義務者又は納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は申告書の提出期限後にその提出をしたときは、市町村長は、同条同項の不申告加算金額に代えてその計算の基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

においては、この限りでない。

一 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第五百六十四條第二項の規定による決定があつた場合

二 申告書の提出期限後にその提出があつた後において第五百六十四條第一項又は第三項の規定による更正があつた場合

三 第五百六十四條第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合

第五百六十八條第一項中「が二百円以上であるときは、その不足金額に百分の五十を」に百分の三十に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前条第二項の規定に該当する場合(同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。))において、特別徴収義務者又は納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は申告書の提出期限後にその提出をしたときは、市町村長は、同条同項の不申告加算金額に代えてその計算の基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

第五百七十一條中「しななければならない」を「する」に改める。

第五百七十五條から第五百七十七條までを次のように改める。

第五百七十五條から第五百七十七條までを次のように改める。

第五百七十五條から第五百七十七條までを次のように改める。

第五百七十五条から第五百七十七条

まで 削除

第六百七十九条を次のように改める。

第六百七十九条 削除

第六百八十条中「徴税令書」を「納税通知書」に改める。

第六百八十七条第二項中「第六百七十九条の規定による」、「が百円以上であるときは」及び「(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てて)」を削り、「三銭」を「四銭(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭)」に改め、同項ただし書を削る。

第六百八十八条第一項中「提出があつた場合」の下に「(納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書の規定の適用があるときはを含む。)」を加え、「が二千円以上であるときは、その金額」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 次の各号の一に該当する場合において、市町村長は、当該各号に規定する納入申告、修正申告、決定又は更正により納付し、又は納入すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があるものと認められる場合においては、この限りでない。

一 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第六百八十六条第二項の規定による決

定があつた場合

二 納入申告書の提出期限後にその提出があつた後において修正申告書の提出又は第六百八十六条第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合

三 第六百八十六条第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合

第六百八十九条第一項中「が二百円以上であるときは、その不足金額又は修正に因り増加した税額に百分の五十」を「に百分の三十」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前条第二項の規定に該当する場合(同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。において、納税者又は特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠べし、又は仮装し、かつ、その隠べし、又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は納入申告書の提出期限後にその提出をし、若しくは修正申告書を提出したときは、市町村長は、同条同項の不申告加算金額に代えてその計算の基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

第六百九十条第一項中「第六百七十九条の規定による」、「が百円以上であるときは」及び「(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てて)」を削り、「三銭」を「四銭(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した

日以前の期間については、一日二銭)」に改め、同項ただし書を削る。

第六百九十一条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第六百九十四条中「しなければならない」を「することができる」に改める。

第六百九十八条及び第六百九十九条を次のように改める。

第六百九十八条の二十一第三項中「及び延滞加算金額」を削る。

第七百条の二十七第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第七百条の二十八を次のように改める。

第七百条の二十八 削除

第七百条の三十一第二項中「第七百条の二十八の規定による」、「が百円以上であるときは」及び「(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てて)」を削り、「三銭」を「四銭(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭)」に改め、同項ただし書を削る。

第七百条の三十二第一項中「が百円以上であるときは」及び「(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てて)」を削り、「三銭」を「四銭(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭)」に改め、同項ただし書を削る。

第七百条の三十三第一項中「提出があつた場合」の下に「(申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書の規定の適用

があるときを含む。)」を加え、「が二千円以上であるときは、その金額」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 次の各号の一に該当する場合において、道府県知事は、当該各号に規定する申告、決定又は更正により納入し、又は納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合においては、この限りでない。

一 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第七百条の三十第二項の規定による決定があつた場合

二 申告書の提出期限後にその提出があつた後において第七百条の三十一第一項又は第三項の規定による更正があつた場合

三 第七百条の三十第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合

第七百条の三十四第一項中「が二百円以上であるときは、その不足金額に百分の五十」を「に百分の三十」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前条第二項の規定に該当する場合(同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。において、特別徴収義務者又は納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠べし、又は仮装し、かつ、その隠べし、又は仮

仮装した事実に基づいて申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は申告書の提出期限後にその提出をしたときは、道府県知事は、同条同項の不申告加算金額に代えてその計算の基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

第七百条の三十七中「しなければならない」を「することができる」に改める。

第七百条の四十一及び第七百条の四十二を次のように改める。

第七百条の四十一及び第七百条の四十二 削除

第四章中「第四節 水田地益税、共同施設税及び国民健康保険税」を「第五節 水田地益税、共同施設税及び国民健康保険税」に、「第三節 都市計画税」を「第四節 都市計画税」に、「第二節 入湯税」を「第三節 入湯税」に改め、第七百条の五十の次に次の一節を加える。

第二節 入湯税

第七百条の五十一 道府県は、鳥獣の保護及び狩猟に關する行政の実施に要する費用に充てるため、当該道府県知事の狩猟免許を受ける者に対し、入湯税を課するものとする。

(入湯税の税率)

第七百条の五十二 入湯税の税率は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

一 甲種狩猟免許を受ける者又は乙種狩猟免許を受ける者 千円

二 丙種狩猟免許を受ける者

三百五十円

(入猟税の賦課期日及び納期)

第七百条の五十三 入猟税の賦課期日及び納期は、当該道府県の条例で定める。

(入猟税の賦課徴収等)

第七百条の五十四 入猟税の賦課徴収は、狩猟免許税の賦課徴収の例によるものとし、狩猟免許税の賦課徴収とあわせて行なうものとする。この場合において、第十七条の四の規定に基づく還付加算金又は第二百四十九条の規定に基づく延滞金の計算については、入猟税及び狩猟免許税の額の合算額によつて当該各条の規定を適用するものとする。

2 入猟税の納税義務者は、入猟税に係る地方団体の徴収金を、狩猟免許税に係る地方団体の徴収金の納付の例により納付するものとし、狩猟免許税に係る地方団体の徴収金とあわせて納付しなければならない。

3 第一項前段の規定によつて入猟税を狩猟免許税とあわせて賦課徴収する場合において、入猟税及び狩猟免許税に係る地方団体の徴収金の納付があつたときは、その納付額から督促手数料及び滞納処分費を控除した額を入猟税及び狩猟免許税の額にあん分した額に相当する入猟税又は狩猟免許税に係る地方団体の徴収金の納付があつたものとする。

4 第一項前段の規定によつて入猟税を狩猟免許税とあわせて賦課徴収する場合においては、当該入猟

税の賦課徴収に用いる納税通知書、納期限変更告知書、督促状その他の文書は、狩猟免許税の賦課徴収に用いるそれらの文書とあわせて作成するものとする。

5 第一項前段の規定によつて入猟税を狩猟免許税とあわせて賦課徴収する場合において、道府県知事が当該狩猟免許税の納期限を延長したときは、当該納税者に係る入猟税の納期限についても、同一期間延長されたものとする。

6 第一項前段の規定によつて入猟税を狩猟免許税とあわせて賦課徴収する場合において、道府県知事が第二百四十八条又は第二百四十九条第二項の規定によつて狩猟免許税又は当該狩猟免許税に係る延滞金額を減免したときは、当該納税者に係る入猟税又は当該入猟税に係る延滞金額についても、当該狩猟免許税又は当該狩猟免許税に係る延滞金額に對する減免額の割合と同じ割合によつて減免されたものとする。

7 第二百四十六条、第二百五十四条及び第二百五十五条の規定は、第一項の規定によつて狩猟免許税の賦課徴収の例により賦課徴収を行なう入猟税について準用する。

第七百一条の三後段を削る。

第七百一条の七第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第七百一条の八のように改める。

第七百一条の八 削除

る。』を削り、『三銭』を『四銭(督促状を発する前の期間又は督促状を發した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭)』に改め、同項ただし書を削る。

第七百一条の十一第一項中「が百円以上であるときは」及び「百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。』を削り、『三銭』を『四銭(督促状を發する前の期間又は督促状を發した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭)』に改め、同項ただし書を削る。

第七百一条の十二第一項中「提出があつた場合」の下に「(納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書の規定の適用があるときを含む。』を加え、『が二千円以上であるときは、その金額』を削り、同条第二項を次のように改める。

2 次の各号の一に該当する場合において、市町村長は、当該各号に規定する納入申告、決定又は更正により納入すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合においては、この限りでない。

一 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第七百一条の九第二項の規定による決定があつた場合

二 納入申告書の提出期限後にその提出があつた後において第七百一条の九第一項又は第三項の

規定による更正があつた場合

三 第七百一条の九第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合

第七百一条の十三第一項中「が二百円以上であるときは、その不足金額に百分の五十を」に百分の三十に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前条第二項の規定に該当する場合(同項ただし書の規定の適用がある場合を除く)において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠べし、又は仮装し、かつ、その隠べし、又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は納入申告書の提出期限後にその提出をしたときは、市町村長は、同条同項の不申告加算金額に代えてその計算の基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

第七百一条の十五を次のように改める。

第七百一条の十五 削除

の下に「及び第八項」を加える。

第七百二条の二第一項中「特別市」を削る。

第七百二条の七第一項中「報獎金、」を「報獎金又は」に改め、又は第三百七十七条の規定に基く延滞加算金を削り、同条第五項中「徴税令書」を「納税通知書」に改め、同条第六項中「第三百六十六条の規定によつて」を削る。

第七百三条の三第二項中「百分の八十を」百分の七十五に改め、同条第四項中「但し、課税額は、前項の表の上欄に掲げる標準課税総額の区分に応じ、五万円をこえることができない」を「ただし、課税額は、五万円をこえることができない」に改め、同条第七項中「均等割額」を「被保険者均等割額」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(国民健康保険税の減額)

第七百三条の四 市町村は、国民健康保険税の納税義務者である世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した当該年度の道府県民税の所得割に係る第三十二条第一項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同条第三項、第四項又は第五項の規定を適用せず、また、所得税法第十一條の二第二項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとする。以下本項中山林所得の金額の算定について同様とする。)、退職所得の金額及び山林所得の金額の合算額が、第三百四十四条の二第一項第六号に掲げる金額に当該世帯に属する国民健康保険の被保

險者（当該納税義務者を除く。）の
数に応じて政令で定める金額を加
算した金額をこえない場合におい
ては、政令で定める基準にしたが
い当該市町村の条例で定めるとこ
ろによつて、当該納税義務者に対
して課する被保険者均等割額又は
世帯別平等割額を減額するものと
する。

第七百四十四条中、「共同施設税及び国
民健康保険税（以下「水利地益税等」
という。）を、及び共同施設税」に改
める。

第七百五十五条（見出しを除く）中「水
利地益税等」を「水利地益税、共同施
設税及び国民健康保険税（以下「水利
地益税等」という。）に改める。

第七百六条中「特別徴収又は証紙
徴収」を「又は特別徴収」に改める。
第七百七十二条を次のように改め
る。

第七百七十二条 削除

第七百七十三条中「徴税令書」を「納
税通知書」に改める。

第七百七十二条第二項中「第七百十
二条の規定による」、「が百円以上で
あるときは及び」（「百円未満の端数
があるときは、これを切り捨てる。」）
を削り、「三銭」を「四銭（督促状を
発する前の期間又は督促状を發した日
から起算して十日を経過した日以前
の期間については、一日二銭）」に改
め、同項ただし書を削る。

第七百七十二条第一項中「提出が
あつた場合」の下に「（納入申告書の
提出期限後にその提出があつた場合
において、次項ただし書の規定の適
用があるときを含む。）を加え、「が
二百円以上であるときは、その金

額」を削り、同条第二項を次のよう
に改める。

2 次の各号の一に該当する場合に
おいては、地方団体の長は、当該
各号に規定する納入申告、決定又
は更正により納入すべき税額に百
分の十の割合を乗じて計算した金
額に相当する不申告加算金額を徴
収しなければならない。ただし、
納入申告書の提出期限までにその
提出がなかつたことについて正当
な理由があると認められる場合に
おいては、この限りでない。

一 納入申告書の提出期限後にそ
の提出があつた場合又は第七百
十九条第二項の規定による決定
があつた場合
二 納入申告書の提出期限後にそ
の提出があつた後において第七
百十九条第一項又は第三項の規
定による更正があつた場合

三 第七百十九条第二項の規定に
よる決定があつた後において同
条第三項の規定による更正があ
つた場合

第七百七十二条第一項中「が二百
円以上であるときは、その不足金額
に百分の五十」を「百分の三十」に
改め、同条第二項を次のように改め
る。

2 前条第二項の規定に該当する場
合（同項ただし書の規定の適用が
ある場合を除く。）において、特別
徴収義務者が課税標準額の計算の
基礎となるべき事実の全部又は一
部を隠べし、又は仮装し、か
つ、その隠べし、又は仮装した
事実に基づいて納入申告書の提出
期限までにこれを提出せず、又は

納入申告書の提出期限後にその提
出をしたときは、地方団体の長
は、同条同項の不申告加算金額に
代えてその計算の基礎となるべき
税額に百分の三十五の割合を乗じ
て計算した金額に相当する重加算
金額を徴収しなければならない。

第七百七十三条第一項中「第七百
十二条の規定による」、「が百円以上
であるときは及び」（「百円未満の端
数があるときは、これを切り捨て
る。」）を削り、「三銭」を「四銭（督促状
を發する前の期間又は督促状を發し
た日から起算して十日を経過した日
以前の期間については、一日二銭）」
に改め、同項ただし書を削る。

第七百二十四条第四項を削り、同
条第五項を同条第四項とする。
第七百二十七条中「しなければなら
ない」を「することができない」に改
める。

第七百三十一条から第七百三十三
条までを次のように改める。
第七百三十一条から第七百三十三
条まで 削除

第七百四十五条第一項中「第三百
七十七條」を「第三百七十五條」に改
める。

附則第十八項を附則第三十六項と
し、附則第十四項から附則第十七項
までを十八項ずつ繰り下げ、附則第
十三項の次に次の十八項を加える。
（不動産取得税に係る賦課決定の
期間制限の特例）

14 昭和四十三年三月三十一日まで
になされる不動産の取得に対して
課する不動産取得税に係る第十七
条の五第一項の規定の適用につい
ては、同項中「三年」とあるのは、

「五年」とする。
（被合併法人の清算所得に係る事
業税の課税の特例）

15 租税特別措置法第六十六条の二
第一項に規定する被合併法人の清
算所得は、当分の間、第七十二条
の十四第二項の規定にかかわら
ず、同項第二号に掲げる金額から
租税特別措置法第六十六条の二第
一項に規定する合併法人が特別勘
定として経理した金額に相当する
金額を控除した金額による。

（鉄軌道用地又は鉱業用坑道に対
して課する昭和三十八年度分の固
定資産税に関する特例）
16 鉄道又は軌道の用に供する土地
で自治省令で定めるもの（以下「鉄
軌道用地」という。）に対して課す
る昭和三十八年度分の固定資産税
に限り、その課税標準は、第三百
四十九条第三項、第五項及び第六
項の規定にかかわらず、当該鉄軌
道用地に沿接する土地の昭和三十
六年度の賦課期日における価格に
比準する当該鉄軌道用地の価格で
土地課税台帳又は土地補充課税台
帳に登録されたものとする。

17 鉱業用坑道に対して課する昭和
三十八年度分の固定資産税に限り、
道府県知事又は自治大臣は、
地方税法の一部を改正する法律
（昭和三十七年法律第五十一号）に
よる改正前の地方税法（以下附則
第二十七項までにおいて「改正前
の法」という。）第三百八十九条第
一項の規定にかかわらず、当該固
定資産のうち同項第二号に掲げる
ものについて、改正前の法第三百
八十八条第二項第二号の基準並び

に同項第三号の方法及び手続によ
つて第四百九条第三項の規定の例
によつて評価を行つた後、改正
前の法第三百八十九条第一項の規
定に基づく自治省令の定めるとこ
ろによつて、当該固定資産が所在
するものとされる市町村及びその
価格を決定し、決定した価格を当
該市町村に配分し、昭和三十八年
六月三十日までに当該市町村の長
に通知しなければならない。

18 第十九条第八号、第三百四十九
条の四第六項から第八項まで、第
三百八十九条第二項及び第四項、
第三百九十三条、第三百九十九
条、第四百条並びに第四百八条
並びに改正前の法第三百八十九条
第五項の規定は、前項の場合につ
いて準用する。この場合において、
第三百九十三条及び第三百九十九
条中「第三百八十九条第一項」と
あるのは「附則第十七項」と、第
四百八十八条中「毎年四月中」とある
のは「昭和三十八年八月中」と、改
正前の法第三百八十九条第五項中
「基いて」とあるのは「よつて」と読
み替えるものとする。

19 鉄軌道用地又は鉱業用坑道に対
して課する昭和三十八年度分の固
定資産税に限り、市町村長は、改
正前の法第四百三条第一項の規定
にかかわらず、附則第十七項又は
附則第三十項の規定によつて道府
県知事又は自治大臣がこれらの固
定資産を評価する場合を除くほ
か、改正前の法第三百八十八条第
二項第二号の基準並びに同項第三
号の方法及び手続によつて、これ
らの固定資産の価格を決定しなけ

ればならない。

20 市町村長は、前項の場合において、附則第二十三項において準用し、又は附則第二十四項において読み替えて適用する第四百十條の規定により前項に規定する固定資産の価格を決定したときは、遅滞なく、当該価格を当該固定資産に對して課する固定資産税の納税義務者に通知しなければならない。この場合において、既に登録されたこれらの固定資産の価格を修正する必要があるときは、直ちにこの価格を修正して、これを固定資産課税台帳に登録しなければならない。

21 第三百四十九條の四第六項、第四百十八條及び第四百三十二條から第四百三十六條までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第四百十八條中「毎年四月中」とあるのは「昭和三十八年八月中」と、第四百三十二條第一項中「又は第四百十七條第一項の通知を受けた日から」とあるのは「又は第四百十七條第一項の通知を受けた日若しくは附則第二十項の通知を受けた日から」と読み替えるものとする。

22 鉄軌道用地に對して課する昭和三十八年度分の固定資産税に限り、固定資産評価員が行なう当該鉄軌道用地の評価は、第四百九條第一項の規定にかかわらず、第四百十八條の規定による実地調査の結果に基づいて当該鉄軌道用地に接する土地の昭和三十六年度の賦課期日における価格に比準する当該鉄軌道用地の価格によつて行な

わなければならない。

23 第四百九條第四項及び第四百十條の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第四百十條中「毎年二月末日」とあるのは、「昭和三十八年六月三十日」と読み替えるものとする。

24 鉄業用坑道に對して課する昭和三十八年度分の固定資産税に限り、第四百十條の規定の適用については、同条中「毎年二月末日」とあるのは「昭和三十八年六月三十日」とする。

25 鉄軌道用地又は鉄業用坑道に對して課する昭和三十八年度分の固定資産税に限り、道府県知事は、市町村における附則第十九項の規定による当該鉄軌道用地又は鉄業用坑道の価格の決定が改正前の法第三百八十八條第二項第二号の基準並びに同項第三号の方法及び手続によつて行なわれていないと認める場合においては、当該市町村の長に對し、固定資産課税台帳に登録された価格を修正して登録するように勧告するものとする。

26 第四百十九條第二項から第四項まで、第四百二十條から第四百二十二條まで及び第四百三十二條から第四百三十六條までの規定は、前項の勧告があつた場合について準用する。この場合において、第四百二十一條第二項中「第四百十九條第一項」とあるのは、「附則第二十五項」と読み替えるものとする。

27 鉄軌道用地又は鉄業用坑道に對して課する昭和三十八年度分の固定資産税に限り、自治大臣は、市

町村における附則第十九項の規定による当該鉄軌道用地又は鉄業用坑道の価格の決定が改正前の法第三百八十八條第二項第二号の基準並びに同項第三号の方法及び手続によつて行なわれていないと認める場合においては、道府県知事に對し、当該市町村の長に前項の勧告をするように指示するものとする。

28 前項の指示を受けた道府県知事は、当該指示を受けた日から三十日以内に、当該指示に基づいてした措置について自治大臣に報告しなければならない。

29 第三百九十六條及び第三百九十七條の規定は、附則第十七項の規定による固定資産の価格の決定に関する調査、附則第二十五項の勧告又は附則第二十七項の指示のために必要がある場合について準用する。

30 昭和三十八年度分の固定資産税に限り、道府県知事は、第七百四十三條第一項の規定にかかわらず、第七百四十二條第一項又は第三項の規定によつて指定した鉄業用坑道について、その価格を決定し、その決定した価格及び道府県が課する固定資産税の課税標準となるべき金額を昭和三十八年六月三十日までに納税義務者及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

31 第四百條の二、第七百四十三條第二項及び第三項、第七百四十四條並びに第七百四十五條の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第七百四

十三條第三項中「毎年四月中」とあるのは、「昭和三十八年八月中」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十八年十月一日から施行する。ただし、第三十七條の二、第五十三條、第七十二條の四十六、第七十二條の四十七、第七十三條の四から第七十三條の七まで、第七十三條の二十七、第七十三條の二十七の三、第七十三條の二十七の五、第七十三條の二十八、第九十七條、第九十八條、第二百二十七條、第二百七十八條、第二百七十九條、第二百七十九條の七、第三百二十一條の八、第三百四十一條第十二号及び第十三号、第三百四十三條、第三百四十八條、第三百四十九條の三、第三百五十二條、第三百八十一條、第三百八十三條、第三百八十六條、第四百六十五條、第四百九十九條、第四百九十八條、第四百九十九條、第五百三十三條、第五百三十七條、第五百六十七條、第五百六十八條、第六百八十八條、第六百八十九條、第七百條の三十三、第七百條の三十四、第七百一條の十二、第七百一條の十三、第七百三條の三、第七百二十一條並びに第七百二十二條の改正規定、第七百三條の二の改正規定（第七十三條の二第四項後段に関する部分を除く）、第七百二條の改正規定（第三項の下に及び第八項を加える部分に限る）、第七百三條の三の次に一條を加える改正規定、附

則の改正規定（附則第十四項に関する部分を除く）並びに附則第十条から附則第十四條まで、附則第十六條から附則第二十條まで、附則第二十二條から附則第二十五條まで及び附則第三十條の規定は公布の日から、狩猟者税に関する改正規定（狩猟者税を狩猟免許税に改める部分に限る）、第二百三十三條及び第二百三十七條の改正規定（狩猟者税を狩猟免許税に改める部分を除く）、入猟税に関する改正規定並びに附則第十五條、附則第二十一條、附則第二十九條及び附則第三十二條の規定は狩猟法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第 号）の施行の日から施行する。

（第二次納税義務に関する規定の適用）

第二条 この法律による改正後の地方税法（以下「新法」という。）の第一条の七の規定は、この法律の施行の日（前条本文に規定する施行の日をいう。以下同じ。）以後に滞納となつた地方団体の徴収金について適用し、同日前に滞納となつてゐる地方団体の徴収金に係る第二次納税義務については、なお従前の例による。

（立木の先取特権に関する規定の適用）

(更正) 決定等の期滿制限及び消滅時効に關する規定の適用)

第六條 新法第十七條の五、第十七條の六、第十八條第一項及び附則第十四項の規定は、昭和三十九年四月一日以後に新法第十七條の第一項の法定納期限が到来する地方

六十四條第一項、第七十二條の四十四條第二項、第七十二條の四十五條第一項、第七十二條の五十三條第一項、第七十三條の三十二條第一項、第七十四條の五第一項、第九十五條第二項、第九十六條第一項、第一百二十五條第二項、第二百二十六條第一項、第二百六十三條第一項、第二百九十六條第一項、第二百四十九條第一項、第二百七十七條第二項、第二百八十八條第一項、第三百二十一條の二第二項、第三百二十一條の十二第二項、第三百二十七條第一項、第三百六十八條第二項、第三百六十九條第一項（第七百四十五條第一項において準用す

一 この法律の施行の日以後の期間（その督促状を發した日から起算して十日を経過した日の翌日がこの法律の施行の日の翌日以後であるときは、当該十日を経過した日の翌日以後の期間）につき従前の延滞金額の計算の例により計算した額（その額の計算上の割合は、その計算の基礎となる税額百円につき一日二銭とする。）と当該税額に係る次

（過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額に関する規定の適用）

金額又は重加算金額でこの法律の公布の日からこの法律の施行の日の前日までに確定するものについて

ときは、これを徴収しない。

（道府県民税に関する規定の適用）

第十一條 新法第三十七條の二第六項の規定は、昭和三十九年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和三十八年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

第十二條 新法第五十三條第五項及び第十項の規定は、昭和三十八年四月一日の属する事業年度（清算中の事業年度を含む。以下本条において同じ。）の法人の道府県民税から適用し、同日の属する事業年度の事業年度までの各事業年度の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する規定の適用）
第十三條 新法附則第十五項の規定は、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第六十六條の二第一項各号に掲げる法人が昭和三十八年四月一日以後に同項に規定する承認、認定、勧告又は認可を受けて合併する場合について適用する。

（自動車税に関する規定の適用）

第十四條 新法第四十九條の規定は、昭和三十八年度分の自動車税から適用する。

2 新法第四十九條の規定の適用については、昭和三十八年度分の自動車税に限り、同条中「五月」とあるのは、「四月又は五月」とする。

（狩猟免許税に関する規定の適用）

第十五條 狩猟法の一部を改正する法律の施行の日から昭和三十八年九月三十日までの間における地方

税法第二百四十七條及び第二百五十七條の規定の適用については、これらの規定（見出しを含む。）中「狩猟者税」とあるのは、「狩猟免許税」とする。

（市町村民税に関する規定の適用）

第十六條 新法第三百十四條の七第九項の規定は、昭和三十九年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和三十八年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

第十七條 新法第三百二十一條の八第五項及び第十項の規定は、昭和三十八年四月一日の属する事業年度（清算中の事業年度を含む。以下本条において同じ。）の法人の市町村民税から適用し、同日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する規定の適用）
第十八條 新法第三百四十三條第八項、第三百四十八條第二項第十一号の三及び第三百四十九條の三第九項の規定は、昭和三十八年度分の固定資産税から適用し、昭和三十七年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（市町村たばこ消費税に関する規定の適用）
第十九條 新法第四百六十五條の規定は、昭和三十八年四月一日以後小売人又は国内消費用として直接消費者に売り渡される製造たばこについて適用し、同日前に係る分については、なお従前の例による。

よる。

（電気ガス税に関する規定の適用）

第二十條 新法第四百九十九條の規定は、昭和三十八年四月一日以後の分（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後において収納すべき料金に係る分）から適用し、同年三月三十一日までの分（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以前において収納すべき料金に係る分）については、なお従前の例による。

（入猟税に関する規定の適用）
第二十一條 昭和三十八年十月一日前における新法第七百條の五十四第四項の規定の適用については、同項中「納税通知書」とあるのは、「徴税令書」とする。

（国民健康保険税に関する規定の適用）
第二十二條 新法第七百三條の三第二項及び第七百三條の四の規定は、昭和三十八年度分の国民健康保険税から適用し、昭和三十七年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（改正前の地方税法の規定に基づいて課し、又は課すべきであつた地方税の取扱）
第二十三條 この法律による改正前の地方税法の規定に基づいて課し、又は課すべきであつた地方税については、なお従前の例による。

（罰則に関する規定の適用）
第二十四條 新法の罰則に関する規定は、この法律の施行後にした違反行為について適用し、この法律の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第二十五條 前二十四條に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（所得税法の一部改正）
第二十六條 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十條第三項中「地方税法の規定により徴収する過少申告加算金額、不申告加算金額、重加算金額又は延滞加算金額」を「地方税法に規定する過少申告加算金額、不申告加算金額、重加算金額又は延滞金」に改め、同条第四項中「道府県民税及び市町村民税に係る延滞金額を含む。」を削る。

（法人税法の一部改正）
第二十七條 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第九條第二項中「地方税法の規定により徴収された若しくは徴収されるべき過少申告加算金額、不申告加算金額、重加算金額若しくは延滞加算金額」を「地方税法に規定する過少申告加算金額、不申告加算金額、重加算金額若しくは延滞金（同法第十五條の三の規定による徴収の猶予をした期間につき徴収されるものを除く。）」に改める。

（郵便振替貯金法の一部改正）
第二十八條 郵便振替貯金法（昭和二十三年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第六十條第二項中「徴税令書」を「納税通知書」に改める。

（地方財政法の一部改正）
第二十九條 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項第五号中「狩猟者税」を「狩猟免許税」に改める。
（たばこ専売法の一部改正）
第三十條 たばこ専売法（昭和二十四年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第三十四條第一項後段中「百分の十二」を「百分の十三・四」に改める。

（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正）
第三十一條 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「若しくは地方税及び、国有資産等所在市町村交付金（以下「市町村交付金」という。）若しくは国有資産等所在都道府県交付金（以下「都道府県交付金」という。）の交付金算定標準額若しくは公社有資産所在市町村納付金（以下「市町村納付金」という。）若しくは公社有資産所在都道府県納付金（以下「都道府県納付金」という。）の納付金算定標準額」を削る。

第五條の見出し中「課税標準額等」を「関税等の課税標準額」に改め、同条第一項中「若しくは地方税」、「又は市町村交付金若しくは都道府県交付金の交付金算定標準額若しくは市町村納付金若しくは

都道府県納付金の納付金算定標準額、「交付金算定標準額若しくは納付金算定標準額」及び「政令で指定する地方税の場合を除く外」を削り、同条第二項を削る。

第六条の見出し中「租税及び都道府県交付金等」を「関税等の税額」に改め、同条中「政令で指定する地方税若しくは地方税に係る延滞金、延滞加算金、過少申告加算金、不申告加算金若しくは重加算金（以下「地方税に係る徴収金」という。）又は市町村交付金若しくは都道府県交付金若しくは市町村納付金若しくは都道府県納付金については、そ」を削る。

第七条第四号を同条第六号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

四 地方団体の徴収金並びに地方団体の徴収金に係る過誤納金及び還付金（これらに加算すべき還付加算金を含む。）

五 国有資産等所在市町村交付金若しくは国有資産等所在都道府県交付金又は公社有資産所在市町村納付金若しくは公社有資産所在都道府県納付金（地方交付税法の一部改正）

第三十二条 地方交付税法（昭和二十五法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項の表道府県の項中「狩猟者税」を「狩猟免許税」に改める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に

関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律の一部改正）

第三十三条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の表上欄中「軽自動車及び」を「軽自動車、小型特殊自動車及び」に改める。

（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律の一部改正）

第三十四条 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「軽自動車」の下に「小型特殊自動車」を加える。

第三十五条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「次条」を「第六条」に改める。

第二十一条の二の次に次の一条を加える。

（端数計算）
第二十一条の三 交付金算定標準額

又は納付金算定標準額を計算する場合において、その額に百円未満の端数があるときは、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 交付金額又は納付金額の確定金額に十円未満の端数があるときは、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

第三十六条 前条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第二十一条の三の規定は、昭和三十九年度分の市町村交付金及び都道府県交付金並びに市町村納付金及び都道府県納付金から適用し、昭和三十八年度分までの市町村交付金及び都道府県交付金並びに市町村納付金及び都道府県納付金については、なお従前の例による。

（滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の一部改正）
第三十七条 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和三十三年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第二号中「第十六条の四第一項」の下に「（同条第十二項において準用する場合を含む。）」を加える。

理由
地方財政の実情を考慮しつつ、地方税の負担の軽減及び合理化を図るため、電気ガス税の税率の引下げ及びこれに伴う市町村たばこ消費税の税率の引上げ、低所得者に対する国民健康保険税の減額等を行ない、狩猟者税を廃止して狩猟免許税及び入猟税を設け、並びに地方税の徴収制度の整備を図るため、賦課権の期間制限、延滞金及び加算金の軽減、課税標準等の端数計算の合理化等を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○篠田国務大臣 ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由と要旨を御説明申し上げます。

地方税につきましては、従来、累次にわたる改正により、住民負担の軽減合理化をはかって参つたのであります。引き続きできる限り、住民負担の軽減合理化に努める必要があると存じます。ただ、地方財政の現状は逐次好転して参っており、その向上をはかることは国家的見地からも緊要とされておるのであります。明年度の税収入には大幅な伸びを期待することが困難な状況にあります。従いまして、明年度の地方税制の改正につきましては、このような地方財政の実情を考慮して、国で必要な財源措置を講ずることとし、電気ガス税及び国民健康保険税の軽減をはかり、同時に、その他税負担の均衡化、合理化のため所要の改正を行なうこととしたのであります。

また地方税の徴収制度につきましても、社会の進展と従来の運営の実情とにかんがみ、国税の改正に準じて、納税義務の円滑な履行と税務行政の合理的運営に資するため、所要の改善合理化を行なうこととしたしました。

まず、地方税負担の軽減合理化に関する改正につきましては、その概略を御説明申し上げます。

第一は、電気ガス税及び市町村たばこ消費税についてであります。

電気ガス税につきましては、住民負担の軽減をはかる趣旨から、昨年に引き続きその税率を一％引き下げて八％とすることとし、これに伴う減収を補てんするため、国からたばこ専売納付金の一部の移譲を受けて、市町村たばこ消費税の税率を一・四％引き上げ一三・四％にいたしました。

第二は、国民健康保険税についてであります。

低所得者層の国民健康保険税の負担を軽減するために、国の財政措置と相俟って、本税の納税義務者及びその世帯員の所得の合算額が一定額以下の場合には、被保険者均等割額または世帯別平等割額を減額することとしたしました。

なお、国民健康保険税の標準課税総額につきましても、療養の給付及び療養費の総額から一部負担金の額を控除した額の百分の七十五に引き下げるものといたしております。

第三は、固定資産税についてであります。国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会の保健施設及び農林漁業団体職員共済組合の病院、診療所、保健施設について固定資産税を課さないこととしました。

また、鉄軌道用地及び鉱業用坑道につきましては、これらの固定資産の特殊性にかんがみ、評価基準の合理化を

図つて固定資産税の負担の軽減を行なうことといたしております。

第四は、不動産取得税についてであります。農林漁業団体職員共済組合病院、診療所の用に供する不動産については不動産取得税を課さないこととし、また、中小企業工場集団化のため事業協同組合等が不動産を取得して組合員に譲渡した場合における事業協同組合等に対する納税義務免除の期間について合理化をはかることとしたしております。

第五は、狩猟免許税及び入猟税の創設についてであります。

最近における野生鳥獣減少の傾向に
かんがみ、野生鳥獣の保護を強化し、
狩猟の適正化をはかるため、別途狩猟
法の改正が行なわれることとなつてお
りますが、この改正に関連して、地方
税制におきましても、現行の狩猟者税
を廃止し、新たに狩猟免許税及び入猟
税を設けることいたしました。

狩猟免許税は、狩猟免許を受ける者に對し、免許を受ける都道府県において課することとし、その税率は、甲種または乙種狩猟免許については千五百円とし、そのうち、道府県民税所得割の納税義務を有しない者には七百円とし、また、丙種狩猟免許については四百五十円としております。

入猟税は、鳥獣の保護及び狩猟に關する行政を積極的に推進するための目的税として設けるものであります。狩猟免許税と同様、狩猟免許を受ける者に對し、免許を受ける都道府県において課するものでありますが、その税率は、甲種または乙種狩猟免許については千円、丙種狩猟免許については三百五十円とし、狩猟免許税とあわせて徴

収することといたしております。

以上のほか、他の法律の改正等に關連して、税負担の合理化を推進するたゞめ所要の規定を整備することといたしております。

今回の地方税負担の軽減合理化に關する改正による減税額は、電気ガス税税五十二億圓、国民健康保険税四十二億圓及び固定資産税二億圓並びに国税改正に伴う減税十六億圓で合計百十二億圓であります。さらに昨年改正が行なわれました市町村民税の準拠税率の引下げが昭和三十八年度から実施されます結果、これによって百三十億圓の減税が行なわれますので、昭和三十八年度の地方税の減税規模は二百四十二億圓となる次第であります。しかしながら前に申し上げましたように、国からの税源移譲による市町村たばこ消費税の税率の引上げ、国民健康保険税の減額にかかる国庫負担金の増加並びに狩猟者税の改正に伴う増収がありますので、差引百四十七億圓の減収となります。

次に、地方税徴収制度の改善合理化に関する改正につきまして、その概略を御説明申し上げます。

第一は、延滞金及び各種加算金の軽減合理化にあります。

延滞金及び延滞加算金につきまして
は、この両者を統合して延滞金とする
とともに、現行の日歩三銭または六銭
を日歩二銭または四銭に引き下げるこ
ととしました。

次に、不申告加算金につきまして
は、現行では申告遅延の期間に応じて
一〇％ないし二五％となっているのを
一律一〇％に改め、また重加算金は現
行五〇％を三〇％に引き下げることと

いたしました。

第二は、地方税の賦課権の期間制限についてであります。

地方税の賦課権を行使することができ、
ける期間につきましては、従来特別な規定がなく、地方税の徴収権の時効期間である五年間と同様であると考えられていたのでありますが、これを徴収権の時効と区別し、原則として法定納期限から三年間としたものであります。なお、住民税及び事業税は国税の所得税または法人税と関連を有しますので、これらの税が確定したときから二年間賦課権を行使することができることとする等、必要な特例を設けております。

第三は、納税手続の改善合理化その他規定の整備についてであります。納税者の納税の便宜を主眼とし、また徴収事務の合理化をはかるために、災害の場合の申告期限等の延長、申告書等の提出についての到達主義の緩和、地方税に関する端数計算方法の合理化等、制度の整備改善を行なうこととしたしております。

なおこの法律案の施行につきましては、地方税負担の軽減合理化に関する改正は公布の日から施行することとし、地方税徴収制度の改善合理化に関する改正は地方団体の事務の実情を考慮、その円滑な実施をはかるために、原則として、本年十月一日から施行することといたしております。

以上が、地方税法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○永田委員長　以上をもちまして、提案理由の説明は終わりました。

なお、本案についての質疑は後日に譲ることといたします。

○永田委員長 次に、奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き質疑を行ないます。

質疑の通告がありますので、これを許します。太田一夫君。

○太田委員 最初、復興計画の問題について、ちょっとお尋ねをいたしたいのでありますが、先回復興計画についての進捗率の問題についての御説明がありました、実は現実の復興達成率というのは、一〇〇%でないことが明

度で終了するということは、これはや
らかにだったのであります。従いまし
て、概括いたしますと、復興計画を
当初の奄美群島復興特別措置法のこの
精神に基づいて、これを完成させると
いうことになりますならば、三十八年

ことにきましては、奄美復興審議会等の御意見も伺いまして、十分周到に検討をして参りたいと存じておるわけでございまして、ただいまのところ、何年くらいまで申し上げるところまでまだ検討はいたしておりません。

○太田委員　さらばさらに引き続いて、この趣旨ののっとって積極的な復興措置を講ぜられるよう希望をいたしますが、さらに復興計画の進捗のパーセントのみにあらずして、その具体的内容の点に至りますまで深く御検討いただきたいと思うのであります。

せつかくの資金が、あるいは援助措置が、他の営利事業ないしは島民の復興にならない向きに流用されることのないよう、決算面においても目を注いでいたのだと思います。

それに関連をして、ちよつと漁業のことににつきましてお尋ねをいたしたいのでありますが、従来奄美の周辺には、非常に鯨がたくさん押し寄せまして、島民の生活を潤すこと非常に大きなものがあつたというのであります。

れども、このごろは全く鯨がとれなくなりました。どうしてとれないのかと
思うのでございますが、実は日東捕鯨
とか大洋漁業がそれを捕獲しておる。
日東捕鯨、大洋漁業は日本の会社であ
りますが、この二社が中心となってい
る。いふ乱獲をいたしておるといいう
わけですが、その点はいかがであります
か、何かお調べがありましたら承
りたいと思います。

○佐久間政府委員　鯨の最近の状況に
つきましては、奄美の支庁長から聞い
ておりますところでは、昨年の二月に、
近海におきまして漁獲がございました
が、その後は鯨の周遊を発見していな

い状況に伺っております。

○太田委員 これはいかげんものかと思ひますが、国際捕鯨条約によりますと制限があるはずで、日本近海におきましても捕鯨には制限がある、その制限はどういうことになっておりますか。

○佐久間政府委員 国際捕鯨条約の点につきましては、私も所管でございませんで、なお関係省によく照会いたしまして研究させていただきますと存じます。

○太田委員 鯨の問題につきまして、実は農林省をお呼びしようかと思つたのでありますけれども、奄美群島の復興措置法の主管が行政局にありますが関係上、自治省にできるだけいろいろなことを御認識いただいて、適正なる指導、対策を講じていただきたい点から、特に私も佐久間さんにお尋ねするわけでありますけれども、これは農林省にまかせるのは、先回の農林省の政府委員、園芸局長さんでしたかの御答弁などにあります通りに、サトウキビなどにいたしましたけれども、青葉売りの実態に対して御認識がないという点から考えまして、いかに奄美が視野の外にあるかということとは明らかなんです。これを真実に考えておるのはこの際自治省しかないのだ、こういう自負があるなたちにあつてもいいのではないかと私は思ふ。鯨が昨年二月に來たのをとつたという実績がありますが、二月というのは、国際捕鯨条約からいうたら、捕獲禁止期間じゃありませんか。それは御承知ですか。

○佐久間政府委員 大へん恐縮でございますが、その点まだ確實に調査をいたしますておりません。

○太田委員 佐久間さん、あなたは行政局長として非常に実績をあげて、そのまじめさをもつて高く評価されておるのであります。鯨ももう少し勉強して下さい。鯨というのは目の中に入らないような魚じゃありませんから、もう少しよく見つけていただきたいと思います。

二月にとつたということそのものが国際捕鯨条約違反である。けれども、これは琉球政府の旗を立てた船がとるのですから問題が起らないのであります。琉球政府の旗を立てれば、日東捕鯨だろがあるいはまた大洋漁業であろうが合法的にとれるというところ、島民の生活を大きく圧迫してゐるのです。二月、三月なんという冬には、暖流に乗りまして鯨が奄美の港の近くまでどんでん入ってくるのです。ですから、今まで奄美群島の人たちは、この捕鯨によつて非常に潤つておつたのであります。国際捕鯨条約を日本が守り、琉球政府も守つておるといふことならばいいのです。この国際捕鯨条約の旨が今島民の生活を圧迫しておるのが琉球政府の旗を立てた日本の漁船が乱獲してゐたという点について、皆さんは十分御検討いただきたい。これは島民の生活を潤すことと大なる財源であつたということを、あなたたちが御認識いただくことが大事な点だろつと思ふのです。その点についてはいさうございませぬ。国際捕鯨条約によると、六月以降でないといふことになつておるのです。そういう点など御研究いただいて、漁業の面から見たところの島民の生活の問題について、十分御検討いただきたいと思ひますが、あなたの方でやっていただけですか。農林省でなければいけませんか。

○佐久間政府委員 奄美島民の福祉の向上にも役立つことでございまして、私もどつといたしても御指摘の点は積極的に検討して参りたいと思ひます。なおまた関係省ともよく連絡をとりました、研究をして参りたいと思ひます。

○太田委員 そういふことで御研究いただいて、ぜひこの問題については認識を深めていただくことを要望いたします。

先回の委員会で申し上げましたけれども、産業の各分野にわたつて、事業復興率という点から言へば、当初の目的がだいぶ完成に近づいておるのではありませんけれども、島民の生活復興率というところから見れば、水準向上という観点から見ますと、これは必ずしも所期の目的は達しておられない、こう思ひますので、一そう経済発展と同時に、島民の生活水準の引き上げという点に重点を置いて、今後策定していただきたいと思ひます。

○永田委員長 他に質疑はありませんか。——他に質疑もないようでありますので、本案に対する質疑はこれにて終了することといたします。

○永田委員長 これより本案を討論に付する順序であります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

これより採決いたします。奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○永田委員長 起立総員。よつて、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

○永田委員長 この際、高田富與君、太田一夫君及び門司亮君より、本案に對し付帯決議を付すべしとの動議が提出されておりますので、本動議を議題とし、その趣旨の説明を求めます。高田富與君。

○高田(富與)委員 私は三党を代表いたしまして、奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案の趣旨説明を行ないたいと思ひます。

まず決議の案文を朗讀いたします。

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

奄美群島復興特別措置法に基づく復興計画とこれに伴う国の財政援助は、昭和三十八年度終了の予定であるが、同群島の現状はなお本土との間に著しく格差があることに堪がみ、政府は引き続き次の措置を講ずべきである。

一 奄美群島の自然的条件を十分に活用し、基幹産業の積極的な振興をはかることを重点とし、あわせて復興計画を補充して所期の効果を十分に達成せしめることを目的とする振興計画をすみやかに樹立し、これが実施を推進するため従前同様国の助成をすること。

二 奄美群島経済の発展に重要な要素をなす産業資金の融通を円滑にするため、奄美群島復興信用基金を今後引き続き充実するとともに同群島の経済発展に積極的に寄与せしめるよう特段に配慮すること。

右決議する。

以上が案文でございます。

ただいままでの審議によつて明らかでありますように、奄美群島の復興計画は明年年度をもって終了したわけでありましたが、いまだ島民の所得は、全国平均の半ばにも満たない状態を続けるであらうことは明らかであります。

なお、国の方針であります産業基盤の整備にしろ、あるいはその他の民生安定に關するところの施設にしろ、決して満足になつて参つておるわけではございませんので、引き続き振興計画を樹立いたしまして、国のいわゆる成長経済と所得倍増の目標を、少なくとも昭和四十五年度を目標とするところの振興計画を樹立して、島民の生活の安定をはかり、島民の生活の向上をはかる必要があるものと存ぜられますので、この附帯決議を付することにいたしました次第であります。

何とぞ満場の御賛成をお願いいたします。

○永田委員長 本動議について採決いたします。

本動議の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○永田委員長 御意なきしと認めます。よつて、本案は高田富與君外二名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、篠田自治大臣から発言を求められておりますので、これを許します。篠田自治大臣。

○篠田自治大臣 ただいまの附帯決議の御趣旨に沿ひまして、努力いたします。

第一類第二号 地方行政委員会議録第九号 昭和三十八年二月二十一日

一九

うような状態が到来すると續いていく
といたしますならば、日本は非常に早
い期間に欧米の水準までいつてしま
うのではないか、こう思われるわけ
でございませう。こういうふうな状
態がそのまますつとに続いていくと
いうことは、私は予想されないう、
期待はしたいけれども予想はされな
いうような感じでおるわけではござ
いませう。

○版上委員 率直に伺いますが、
こう繰り越しをやります場合に、大

省はこれに對してどういふ理解をしておりましようか。年々歳々こうして繰り越していくのだが、いかにも地方財政に余裕があるから繰り越すのだ、従つて、交付税の総額なんというものは、限度に達しておるのだということをはつきりと認識してしまふ、こういう結果になりはしないかと思うのです。が、これは率直に申し上げましてどうでしようか。

○奥野政府委員　大蔵省との事務的な折衝を通じて、大蔵省の気持のそんな

いまして、地方交付税の税率引き上げを持ち込まれるとか、あるいは地方税の減収の補てんを国に押しつけられるとか、そういうことを極端に警戒をいたしております。従いまして、できる限り財源は先に送って、使つてしまわないでそれらに備えられるようにさせておきたいという気持ちが非常に強いようであります。従いまして、先と申かりにこの二十二億円を特別交付税に加算して使うということにつきましても、積極的に賛成ではございません。ぜひわれわれとしてはこうしたいんだ、だから大蔵省も反対しないよう

た問題には実は困っておる。そういう面も考えて参りますと、まだまだ問題点があるのじゃないか。たとえばこの特別交付税の二百九十一億円の配分、はたしてどういうふうになっておるかよくわかりませんが、そういう点につきましても十二分によくやっていただいておりますかどうかというような点も出て参ります。それから傾斜配分の

配分はするが、今までのワク内の傾斜配分ではどうも納得できない、もう少しふやした、別の財源といいますが交付税額をふやしたもののなかから傾斜配分されるということなら非常にいいことだと思ふのであります。今度の傾斜配分の構想というものはそういう構想になっておりますか。

○奥野政府委員 私たち地方財政の運用を考へて参ります場合に、やはり団体に激変を与えることは避けるべきである、外部から見まして、あの団体は困つておるとか非常に余裕があるとか、いろんな考え方はあるだろうと思ふのでございませうけれども、それぞれに他の力で激変を与えてしまふ、それはできるだけ避けていきたい、こう思つておるのであります。同時に基本的には、今おっしゃいましたように、貧弱団体を救ひ上げていきたいと思ひます。救ひ上げる方法は、上部の団体から財源を取り上げて貧弱団体に回すという解決方法は、今の地方財政の姿からはできる限り避けるべきである、そうして財源が増加しますと、その増加財源を優先的に貧弱団体に回していくという方法をとるべきであらうと思ふのであります。そこで、現在そういうような考え方で地方交付税の配分その他を運営して参つておるわけでありませう。三十八年度におきましても、そういう方向をさらに強めておるわけでございます。市町村の基準財政需要額を算定するにあたりまして、一種地から二十種地までに市町村を区分しておりませうけれども、実施地域を区分して、九種地以下の市町村については、給与費も低いだろう、建築費も少なくて済むだろうというふうなことで、

で、態容補正ということでも割り落としをしております。これを、三十六年度からそういう意味の割り落としは一切なくしようというのを考えたわけでございます。御審議いただきたいわけでございます。一挙にやれませうので、三十六年度から五カ年計画でやろうじゃないか、六年、七年、八年もその方式を取り上げておるわけでございます、そのために四十億円内外の金を九種地以下の市町村に振り向けていくわけでございます。五カ年間でやると、すでに百億近い金が、そういうことで、九種地以下の市町村に対して振り向けられておるわけでありませう。その上積みさらに四十億前後のものを振り向けたら、三十九年度においても四十年度においてもそういう方向をとりたい、こういう考え方でおるわけでありませう。とりあえずそういうことで貧弱団体を救つていきたいと思ひます。さらに将来の問題として、私たちは、市町村の基準税率の改定を考へるべきではないかという気持を持っておるわけでございます。今七〇%で計算をしておるわけでございますけれども、やはり七五%、八〇%と一挙に

算方法をとつて一その均衡化を進めていった方がよいのじゃないか、しかし、税収の多い団体に一その税収がふえることによつて、従来より以上に財源が確保されるというふうな姿を同時に実現したいかなければならぬと思ふのであります。今の財源の姿のままです。そういうことをやつてしまふと、上位団体といへども困つてしまふのであります。幸いにして地方税収入

が非常に伸びて参つておりますので、今申しますような構想も将来において漸次とつていくことができるのじゃないか、こういうふうに考へております。そういう方向で私たちは鋭意研究を続けて参つております。

○阪上委員 いずれの問題は、地方交付税法の改正のときに御質問申し上げたいと思つておりますが、一つだけ伺つておきたいのです。私、ちよつと不勉強なんです、地方財政計画に税の外負担の解消のための経費は計上されておりますか。

○奥野政府委員 地方財政計画の歳出の上で、特に今までのように税外負担の解消という名目を出して参りましたものがそのまま基礎に入つてゐることは変わりございませう。上積みさらに振り向けるといふことは今回はいたしませんでした。ただ単位費用を増額いたしました場合に、そういうふうな方向をたどりやすい費用、たとえば教育関係の備品費とかいろいろにつきましまして、極力増額をはかるという考え方であります。

○阪上委員 それらの問題につきましましては、また伺うことにいたしますが、奥野さんの考え方はわからぬことはありません。交付税の税率が二八・九%というのはいくらに限度にきてゐるという考え方に立つておられるように思ふのですが、その点どうですか。

○奥野政府委員 二八・九%がかなり高い率であることは、事実だろうと思ひます。国の立場に立つて財政運営を考へました場合に、三〇%近いものが最初から持つていかれると、自分が自由に使えるものは七〇%にすぎない。

これは、国の財政の弾力性からかなり窮屈になつてゐることは、事実だろうと思ふのであります。地方財政の立場を考へました場合に、地方税だけで充実にしているかといふことになる、先ほどおっしゃいましたような議論がございませう。そうかといつて、地方が自分の力で発展をはかつていくという態勢、これも非常に大切なことだと思ふのであります。そういうことを彼此考へて参りますと、すぐに地方交付税の増額という結論にいくとはいへない、なものであらうかと私たちは考へられるわけでありまして、やはりいろいろな角度からこの問題を検討して解決していく必要があると思つております。問題の解決をすぐ税率の引き上げに求めていくといふことは、国の財政の立場から考へても、あるいは地方団体の自立精神の高揚という面から考へても問題ある点でございませう。それだけにとらわれなくて、もっといろいろな角度から検討して地方財政の改善をはかつていくべきだ、こういうふうに考へております。

○太田委員 奥野さん、今、税外負担の解消の問題のところ、何か単位費用の方に織り込み済みだといふお話ですけれども、たとえば、高校施設の建築費といふのを市町村が非常に負担させられておられます。これは今度解消しますか。

○奥野政府委員 解消させたいといふことで、三十七年度の年度の途中におきまして、校舎の地方債を五十八億円増額し、あるいは土地の購入費の起債につきまして四十八億円を許可するといふような方法をとつたわけでございます。さらに三十八年度におきまして

も、建築関係の地方債前年度当初五十億円でありますのを、九十億円に増額いたしておられますし、別途購入費などにつきまして、所要経費に基づいて一応地方債を許可していただきたいという考え方をしております。ただ、府県としては、そういうふうな地方債の資金を手でできても、全体としてやりたいことがたくさんあるわけでございます。ちよつと言葉が悪いかもしれませんが、できる限り市町村から金を出さしたいという気持ちは簡単には抜けきれないと思ふのであります。そこで私たちは、ぜひ立法手段をとりたい、地方財政法の中に、府県立の高等学校の建設費については、市町村なりに負担を

とりたいのであります。そういうことで政府各省と話し合ひをしてゐるのでありますけれども、まだ文部省からより返事が得られてゐないのであります。その関係でおくれてゐるのであります。一日も早く文部省の賛成を得るようになつてゐたい、こういう気持で国会に提出をした、こういう気持で強く持つてゐるわけでありませう。

○太田委員 県側の要望と政府側の大体の見込みで二百億ちよつと食い違ひがあると思ふのです。三十八年度において二百億からのものは起債の対象にも入らなければ、補助の対象にも入らない、こういう問題が出ておるのです。局長、それは一般財源でやれるならおやりなさい、やれないなら税外負担でいくといふことにならぬのですか。

○奥野政府委員 三十七年度で高校生急増対策の長期計画を立てたわけでございます。しかしながら、いろいろの不

十分な点もございまして、文部省、大蔵省、自治省の三省がその練り直しをやりまして、改定計画をつくったのであります。これに沿って財源措置をいたして参っております。個々の団体の模様を見て参りますと、財政力の強いところと弱いところとが、大阪であり、東京であり、また、大阪であり、また、神奈川であり、また、そういふところは政府計画よりずっと大きな金額を高校対策に投じておるようでございます。半面に、弱小というところとちよつと語弊があるかもしれませんが、経済力がそれほどない団体、そういう団体におきましては、むしろ政府計画が上回っているところもあるようでございます。従いまして、ただ単純に政府計画が悪いのだ、こうは言いきれないと思つております。私個人でも建築単価があれで十分であるか十分でないかといふことについては、なお検討していかねければならぬという気持ちを持っているのであります。しかしながら、個々の団体を見て参りますと、やはりいろいろ府県の施策に基づくものもあるようございまして、前向きにやっているとところもあり、むしろ今まで私立学校にゆだねておつたものを、積極的に公立学校に吸収しようという施策をとつたところもある。でありますから、総額で比較をしてよいとか悪いとかいふことで結論を出すことには、若干疑問を持っていますのであります。今後なお政府計画が不十分であるためにPTAなり市町村なりに負担が転嫁されていく、このようなことは避けなければならぬと思つて、そういう方向で努力をしたいと思つて、ただ単純に両方合わせてみた結果、足りないからすぐそれが税外負担になつていくのだという結論をお出しになることについては——お出しになつておるわけではございませんが、お出しになるとすれば、これには私はやはり疑問がある、こう思つております。

●太田委員 それはほんとうに別な意味で私は疑問があると思つております。財政力の大きい東京、大阪、神奈川といふのは、政府計画よりも上回つたところの施設が、計画ができておる、こういうわけでありまして、そうすると都道府県の不交付団体に対しては交付税九十一億なんというものは、本年度はおそらく実質的には、何らそういうところへはいかないでしよう。あなただの今さっきおつしやつた起債を三十七年度百八億認めた、あるいは交付税で九十一億認めた、あるいは用地費を四十八億認めたといふことについて、不交付団体にはどれくらいのことになつておるのですか。

●奥野政府委員 不交付団体に対しては普通交付税は参りません。しかし基準財政需要額としては算定されておる、それを上回る地方収入があるといふことになるわけでございます。政府計画と申し上げる場合には、私は基準財政需要額プラス地方債プラス国庫補助金、これをもつてその団体にいつて国が予想している金額だ、こういう考え方に立つておるわけでありまして、たまたま東京とか大阪というやうなところにおきましては、従来は私立の学校が非常に多いものですから、貧弱団体よりもずっと公立学校は少ないのであります。それを積極的に公立学校をつくつて生徒急増に対処したいといふので、熱意を強く見せているといふ結果が現れてきているわけでございます。国の計画は過去の進率率を押えまして、その進率率に基づいて、言いかえれば公立学校で吸収する部分と、私立学校で吸収する部分、その比率は従来の比率を基礎にして考へて参つたわけでございます。その結果、東京とか神奈川とかいうやうなところは、そういう意味での公立学校をたくさん建てなければならぬ分量といふものは比較的少ない。しかしながら当該団体としては切実な問題でありますので、積極的に力を入れるというふうなことが相当のギャップになつておる面が相当あるようでございます。

●太田委員 今の質問は、不交付団体に対して三十七年度の百八億の起債を認めた、あるいは交付税九十一億を認めた、これは別ワクで高校対策として認めたわけでしょう。だからその恩恵をほんとうに受けたところがあるのか、こういうことなんです。

●奥野政府委員 せっかくの御質問にまともにお答えしないで恐縮でございます。地方債の配分にあたりましては、建築関係は全部基準財政需要額に按分いたしました。従いまして、東京であらうと神奈川であらうと、建築関係の地方債が配分されておるわけでございます。土地につきましては、個々の団体の要望に従ひまして配分いたしましたから、要望のない団体も相当地ございます。私たちは全部要望に従つて配分をいたしました。市町村に転嫁させまいという努力をして参つたわけでございます。

●太田委員 そのことは、たとえば東京、大阪等の不交付団体であつても、建築費については、この百八億を按分をして、そして全然基準財政需要額に關係なしに認めたんだ、こういうことなんですね。それは東京、大阪、神奈川とかいうところはどのくらいの実績になつておるのですか。

●奥野政府委員 百八億の額を申し上げますと、東京が七億六千万円、神奈川が三億二千万円、大阪が五億五千万円、受知県が三億一千九百万円でありまして、

●太田委員 今度の九十億の中にも、そういうことをやるという思想はずつと貫いておられるのですか。別ワク交付税九十一億とそれから特交との關係は、別ワク九十一億を認めた、ことしも九十一億円の交付税を認める、ことおつしやつた。この別ワク交付税といふことになれば、不交付団体だつて何か特別補助金の建前をとるべきだと思つたのですが、どうでしょう。

●奥野政府委員 基準財政需要額に算入するといふことでございます。従いまして、それだけ財政需要額がふえまうから、不交付団体は逆に交付団体になるといふことも理論的には言えるわけでございます。普通交付税を九十一億交付するといふことと、同じでございます。で、団体の財政需要額がそれだけふえてくる、こういうこととございまして、自然基準財政需要額にそれだけのものを算入するといふこととございまして、

●太田委員 だから今の二十二億を今度特別交付税として雪害地の復旧ですか、雪害地に対して交付しようといふのが三十七年度の特例法の内容ですね。だったらさらに二十億なり三十億

なりを高校急増対策として交付してもいいのじゃないですか。何か建築費に按分をして、単に起債を認めるということとでなくて、そういうことは考へ方の中にはなかつたのでしょうか。

●奥野政府委員 特別交付税をひもつきで配る。ということとは、私たちは将来とも避けなければならぬ、国庫支出金の分野といふものと地方交付税の分野といふものは、やはり嚴格に區別して考へるべきであらう。あくまでも地方交付税は、地方団体の財政需要額が総体で幾らに上るだろうか、それに対して税収が幾らふえておるだろうか、この不足額を補てんする、これをどう使うかは個々の地方団体の施策にゆだねる、政府は干渉しない、これは嚴格に将来とも守つていかなければならぬこととじゃないか、こう思つております。

●高田(富興)委員 阪上さんの御質問に対する財政局長の御答弁を承つておりますと、九十億なり百億なりを翌年度に繰り越す、つまり今回の案によりまして、百億繰り越すのは三十八年度の地方財政に寄与せしめるために当然の措置であるといふふうに聞かされた。しかし原則としては、現在の地方財政の現状からいって、全額交付するのが至当ではないかと思つて、その点についてのお考えはどうですか。

●奥野政府委員 現在の地方交付税法の建前からいいますと、普通交付税を交付して残金が生じますと、自動的に特別交付税に繰り入れられまして配分されることとなります。この点は御指摘の通りでございます。ただどういふ時期にそういう事態が生じたかといふことによつて、その措置については、やはりそのつど御審議いただきまし

て、特別な措置を工夫することが妥当ではなからうか、こう思っておるわけでございます。

○高田(富農)委員　そこで私は、特別交付税をやたらにふやすことは妥当でないと思う。現にこれが六%に引き下がってある。従って、普通交付税について適正な配分をするのが至当な措置であると思うので、今回の場合もおそらく普通交付税の単位費用なり数値なりを變更いたしました、普通交付税として金額補正されたものを配分するということが作業上困難であるために、あるいは特別交付税に繰り入れるとか、翌年度に回すとか、こういう措置をとったのではないかと考えられるわけなんです。そこで私、これはしろうとで、先ほどの阪上さんの話じやないけれども、財政の博士にこういうことを言うのはおかしいが、単位費用なり何なりもつと高めて、そうして実際に交付する金が足りなければ、調整金といたしますか、何かあるわけですね。九〇%配付するとか九五%配付するとかいうことがありますが、できるだけ高めておいて今回のように第一次補正、第二次補正があつた場合には、交付税法をいじらなくても、その不足分を配付していけば、大体において普通交付税としてその年度内に配付できるのではないか、こういうふうに考えられるのですが、その点はどうでございますか。

○奥野政府委員　前段の問題は、おっしゃいましたように、そういうことが今回の措置の大きな理由の一つでございます。後段の問題は、それも一つの行き方だとは思ふのですが、私たちがいたしましては、基準財政需要

額の内容、これがある程度地方団体の財政運営の参考にしてもらいたいという希望を持っておるわけでございます。同時にまた、地方交付税制度というものは地方団体の必要な財源を保証する役割をになつておるものでござい

ますので、自分の団体でどれくらいの財源を確保できるだろうか、これについてある程度の予想を立てて、それに従つて財政運営がやられていく、こういうようにしなければならぬだろうと思ふのでございます。にもかかわらず、法律で単位費用が定まつたとしても、そこで算定された基準財政需要額だけの財源が確保されるのかされないのかわからない。言いかえれば、調整率が何%かかつてくるのかわからない。これでは不安定になつてしまふだろうと思ふのであります。大体は基準財政需要額として算定されるだけのものは、税収入が不足していれば差額を普通交付税としてもらえろというような方法に持っていきまして、地方団体のそれぞれが自分のところで確保できる財源はどれくらいなものであるかというのを法律をもとにしてある程度めどがつけられる、こういうふうにしていききたいと思つておるものでございますから、いわゆる減率と申しますか調整率と申しますか、そういうものがあまり大きくなつていくことは避けべきだろう、こう思つておるわけでありませう。

○永田委員長　次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十二分散会

〔参照〕
奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)(参議院送付)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

地方行政委員会議録第六号中正誤

へし段　行　誤　正

五　一　自　各　行　頭　を　一　字　づ　つ　下　げ
二　に　改　め　に　改　め、

昭和三十八年二月二十七日印刷

昭和三十八年二月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局